

タイトル	佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社職員組合の運動と組織力」(下の二)(栃内香次教授退職記念号)
著者	大場，四千男
引用	北海学園大学経営論集，7(3)：135-174
発行日	2009-12-25

佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社 職員組合の運動と組織力」(下の二)

北海道石炭鉱業資料集監修
大 場 四 千 男

目 次

- 第 1 章 戦後の混乱と生産復興
- 第 2 章 経営民主化
- 第 3 章 組織
- 第 4 章 労働協約
- 第 5 章 賃金と給与交渉
- 第 6 章 退職金手当 (6 巻 3 号上)
- 第 7 章 合理化 (6 巻 4 号中)
- 第 8 章 合理化(2) (7 巻 1 号下の一)
- 第 9 章 人員確保対策 (本号下の二)
- 第 10 章 平和闘争
- 第 11 章 石炭政策
- 第 12 章 保安, 災害

第 9 章 人員確保対策

- 第 1 節 資格制度の新設
- 第 2 節 社員表彰制度の復活
- 第 3 節 停年退職社員再採用制度の設定
- 第 4 節 社費聴講生制度の制定
- 第 5 節 停年後再採用制度の改訂
- 第 6 節 長期計画達成協力金制度の設定
- 第 7 節 特別奨学生制度
- 第 8 節 停年後再採用者の嘱託採用
- 第 9 節 第二次長期計画達成協力金

第 10 章 平和闘争

- 第 1 節 参議院選挙に塚田委員長をたてて闘う
- 第 2 節 道議統一候補に塚田庄平をたてて闘う
- 第 3 節 道知事候補に塚田庄平立候補
- 第 4 節 塚田庄平知事選挙に再度立起
- 第 5 節 第 12 回衆議院選挙 (47.12.10) の闘い

第 11 章 石炭政策

- 第 1 節 石炭政策転換の闘い
- 第 2 節 石炭鉱業調査団の来道

- 第3節 第二次石炭特別調査団の来道
- 第4節 技術調査団の来山
- 第5節 第5次石炭政策でスト決行
- 第6節 東京で「石炭危機突破中央大会」を開催
- 第12章 保安、災害
 - 第1節 夕張第二鉱の爆発事故
 - 1 災害発生
 - 2 爆発の原因と対策
 - 3 保安対策交渉
 - 第2節 夕張第一鉱のガス爆発事故
 - 1 残留火薬防止対策
 - 2 重大災害で救護隊員以外の者が殉職した場合の取扱
 - 第3節 集中豪雨による被害対策
 - 第4節 平和炭鉱坑内火災事故
 - 1 災害発生
 - 2 北炭職組の災害対策
 - 第5節 夕張炭鉱二鉱落磐災害
 - 第6節 保安緊急対策
 - 第7節 夕張炭鉱一鉱千歳区落磐災害
 - 1 保安抗議スト実施基準
 - 2 張付発破の保安対策
 - 第8節 通産省より災害頻発に対し警告を受ける
 - 第9節 夕張新炭鉱ガス突出災害
 - 第10節 幌内炭鉱ガス爆発災害
 - 第11節 遺体収容と生産再開
 - 第12節 保安対策について申入れ
 - 第13節 保安に関する覚書の改訂

第9章 人員確保対策

第1節 資格制度の新設

会社は長期計画に関連して職制機構の縮少の考え方を示し、主任制度縮少を提案してきた。これにより県念される問題として、(1)昇格が遅れる、(2)主任には待遇職がない、(3)指揮命令系統が散漫になる等の理由であるが、そのため勤労意欲が失われ、且労働条件の切下げが予想された。このため北炭職連は、補完措置として、資格制度を新設し職階制度と併立させる様申し入れた。会社はこの主旨を受け入れ具体案を提示、協議を重ねた結果、37年2月17日妥結調印し同年4月1日から実施された。

組合員の範囲について、会社側は主事以下という考えであったが、職連側は資格制は個人の潜在能力の格付けであって組合員の範囲に結びつける根拠はないと反論、結局、資格制に関連させず、従来通り主任以下を組合員とすることで会社側は諒解した^{註(1)}。

注(1) 資格制の協定は次の(1)と(2)の議事録の形をとった。

(1) 議事録(抜粋)確認

会社と職連とは資格制度実施に関し協議の結果下記のとおり双方諒解した。

記

一、資格制度設置の趣旨

会社は今後に於ける職制機構の合理化に伴う職階ポストの減少に対し、社員の適正な処遇を図るために職階制度の補完的的制度として資格制度を実施し、以て社員の勤労意欲の昂揚と人事管理の円滑な運営を図る。

二、資格制度適用の範囲

社員、見習社員、社員補全員を対象とする

但し、医務関係従事者(医士、歯科医士、薬剤士、その他特科員を指し事務を除く)については、医師給与を検討中であるので今回は本制度より除外し早急に資格制度に見合う処遇について提案する。

三、会社は健康保険組合所属社員についても本制度の実施を慫慂する。

四、資格の名称

社員の資格を次の通りとする。

管事一級、管事二級、参事一級、参事二級、参事補、主事、職員、見習社員、補員補

五、昇格基準

昇格については、学歴、勤続及び個々人の成績能力を勘案し決定する。

中途採用者については個々人毎に都度基準規程に照し決定する。

六、昇格の時期

毎年一回、原則として1月1日に行うものとする。

七、人事考課の実施

昇格の適正、判定の客観化に資するため人事考課制度を併用する。

八、諸規程との関連

旅費規程、慶弔金取扱規程等職階制に差のある諸条件の適用については、職階、資格併用のこととする。

九、本制度実施に伴う組合員の範囲とこれに関連する給与の細部については別途協議する。

十、組合専従者の取扱

専従期間中は昇格を行わないものとし、昇格を必要とする場合は原職復帰の際行うものとする。

昭和37年2月17日

北海道炭鉱汽船株式会社
" " 職員組合

常務取締役人事部長 岩館吉右衛門
執行委員長 佐々木仁三郎

北海道炭鉱汽船株式会社都市組合連合会

執行委員長

杉村 民雄

(2) 議事録（抜粋）確認覚

会社と職連とは、昭和37年2月17日附資格制度に関する議事録確認書に関し下記の通り諒解した。

記

一、記五、昇格基準は次の通りとする。

1. 学卒定期採用者に対する原則的昇格基準は次の通りとする。

	職員期間	主事期間
旧大卒	9年	3年
新大卒	10年	3年
旧専卒	12年	3年

2. 昇格は個々人の成績能力を主たる基準とするので、基準に拘らず年数は短縮又は、延長されるものである。

3. 旧制中学、新制高校、その他の社員については、個々人の能力を検討の上、前記基準に照して個人毎に決定する。

一、記七、人事考課は当面次の評定要素による。

業務処理力、判断力、職務知識、理解力、協調性、遵則性、責任感、指導統率力、企画独創力、積極性
昭和37年2月17日

表－1 職階と資格の関連 () 手当

職 階	資 格
部長，所長，外局長 (7,000 円)	管事1級 (8,000 円)
化研所長 (6,000 円)	
副部長，次長，電力所長，医務局長 (5,000 円)	管事2級 (6,000 円)
鉱長，課長，課長代理，副長 (4,000 円)	参事1級 (5,000 円)
係 長 (2,000 円)	参事2級 (4,000 円)
主 任 (0)	参事補 (2,000 円)
職 員 (0)	主 事 (1,000 円)
見習社員，社員補 (0)	職 員 (0)

第2節 社員表彰制度の復活

社員の本店表彰は28年以降中断されていたので北炭職組は会社に対し度々実施を要求してきた。その結果、41年7月会社はこの実施要綱を提案してきた。その主旨は

「勤務業績の卓越した優秀な社員を顕彰し社員の志気昂揚を図るを目的とする」ものである。

表彰は、地方表彰、中央表彰の2種類とする。表彰の方法については「社員表彰実施要綱及び細則」を設けこれによるという内容であった。北炭職連としては、自ら要求したことであったので会社提案に同意した。

その結果、41年の10月に第1回の地方表彰が行われ被表彰者は夫婦同伴で受彰して、当日は定山溪で一泊し慰労の宴に出席した。尚、その後中央表彰を受ける者は、東京3泊4日の日程で表彰式、役員招宴、都内遊覧に参加することに決まり、夫々実施された^{注(2)}。

注(2) 社員表彰制度は次の(1)社員実施要綱と(2)実施要綱細則とから成っている。

(1) 社員表彰実施要綱

(目的)

一、この要綱は社員就業規則第 69 条第 3 号による社員表彰の取扱いを規定するもので、勤務業績の卓越した優秀な社員を顕彰し、社員の士気昂揚を図ることを目的とする。

(表彰)

二、表彰は次の二種類とする。

- 1 社員地方表彰
- 2 社員中央表彰

(表彰の方法)

三、前項に掲げる表彰の基準、時期、行事、被表彰者の取扱いは「社員表彰実施要項細則」による。

(被表彰者の決定)

四、被表彰者は所属長の申請により取締役社長が之を決定する。

(被表彰者の社内周知)

五、被表彰者は社内報で公示し社内周知させる。

この実施要項は 42 年度より実施する。

(2) 社員表彰実施要綱細則

1. 地方表彰

(1) 銓衡基準

勤続 15 年以上又は年令 35 才以上の者であって、次の各号の 1 に該当する者

- (イ) 常に率先繁劇な任務の遂行に当り、その勤務態度が社員の模範となる者
- (ロ) 業務に精通し、優秀な技能をもって業務能率向上に顕著な業績をあげた者
- (ハ) その他各号に準ずる優秀な社員

(2) 表彰の方法

札幌事務所に於て取締役社長が表彰し、賞状並びに副賞を授与する。表彰の時期は別に定める。

(3) 副賞

金一封並びに徽章とする。

(4) 表彰人員

各年度の被表彰者は原則として 7 名以内とする。

(5) 表彰行事

表彰行事は 1 泊 2 日の日程により表彰式、役員招宴、道内 1 泊旅行を行う。

(6) 被表彰者の取扱い

被表彰者が表彰行事に参加する期間は出張扱いとし、配偶者の同伴を認める。
同伴を認められた配偶者は本人同様の扱いとする。

2 中央表彰

(1) 銓衡基準

勤続満 20 年以上、又は年令 40 才以上の者であって 1 の(1)の基準に該当し、特にその業績顕著な者。

(2) 表彰の方法

本店に於いて取締役社長が表彰し、賞状並びに副賞を授与する。表彰の時期は別に定める。

(3) 副賞

金一封及び徽章とする。

(4) 表彰人員

各年度の被表彰者は原則として 3 名以内とする。

(5) 表彰行事

表彰行事は滞京 3 泊 4 日（通産大臣が行う炭鉱従業員表彰受賞者については滞京 4 泊 5 日）の日程により表彰式、役員招宴、都内遊覧、各所見学を行う。

(6) 被表彰者の取扱い

被表彰者が表彰行事に参加する期間は出張扱いとし配偶者の同伴を認める。同伴を認められた場合は本人同様の扱いとする。

以上

第3節 停年退職社員再採用制度の設定

北炭職組は予てより坑内係員の人員充足を機会ある毎に要求し協議を続けてきた。その結果、42年10月1日付をもって次の要旨で協定し、はじめての制度が実施されることとなった。

1. 鉱山保安技術職員の資格を有し身心健全な者で且つ会社が必要と認めた者
2. 身分は資格制度による職員に格付けする。
3. 雇傭契約は停年退職後期間は3ヶ年とするが1ヶ年毎に更改する。
4. 処遇
 - ① 本給は停年退職時の額の横じりとするが、契約更改時に改訂する。
 - ② 賞与、有給休暇、その他給与の取扱いは一般社員に準ずる。
 - ③ 雇傭期間中は年金支給を停止する。又年金1時金を希望する者は再採用退職時に支給する。
 - ④ 再採用退職時に退職慰労金として本給の1ヶ月分を支給する。

第4節 社費聴講生制度の制定

45年2月会社側より北炭職組に対し技術系社員の確保をはかるため「社費による聴講生制度を制定したい」旨提案があった。組合側としては技術系社員の不足の現状と学卒者の採用が困難になっている状況から提案に賛成したが、その概要は次の通りである。

1. 対象者

道内高等学校の採鉱、機械、電気以外の課程の最終学年に在学する者で卒業後当社々員となることを希望する者

2. 聴講期間

工科系大学の聴講生として2ヶ年間修学する。

3. 待遇

- (1) 高校卒業後直ちに社員として採用し聴講期間中は休職扱いとする。
- (2) 聴講期間中社員補の給与を支給する。
- (3) 聴講終了後は社員補に任命し、各職場に配属する。
- (4) 経費の負担

- (1) 学費、交通費、住宅費（食費を除く）等必要経費はすべて貸与する。
- (2) 貸与金の返済は5ヶ年据置、その後5年間に毎月均等返済とするが、更に5年間の勤続を誓約する場合は返済を猶予し通算10年間勤続したときは返済を免除する。
- (3) 返済据置期間又は猶予期間中に退職したときは、貸与金額をその貸与の日から年1割8分の率による利息とともに退職時返済させる。

以 上

第5節 停年後再採用制度の改訂

42年10月1日付で、坑内保安技術職員に限り停年後の再採用制度を実施したが、他の業種

に於ても、主として公的資格を要する職種の人員が自然減耗により、全社的に不足してきたので、北炭職組は再採用の枠を拡大する様要求し会社と協議の結果、43年10月1日付で次の職種に対し対象範囲を拡大することを双方で確認し実施に移された。

対象は、事務職、看護婦、栄養士、保険婦を除く次の職種とする。

採鉱、機械、電気、測量、安全灯、地質、化学、火薬、医務技術員（レントゲン技士、薬剤士、細菌検査員）尚、鉱務課員にして現業を伴う者を含む

第6節 長期計画達成協力金制度の設定

45年5月開催の長計労使協議会の際、社員の必要人員確保のために会社に対し定着対策を申入れていた処、10月21日、次の骨子による「長期計画達成協力金制度」を設けたい旨提案してきた。

1. 協力金は「年次有給休暇残日数慰労」と「坑内勤務者年令加算」の2種とし、第一次と第二次に分けて支給する。
 2. 支給対象は、第一次は昭和45年10月1日より昭和48年9月30日迄の全期間在籍者、第二次は第一次協力金受給者で昭和48年10月1日より昭和51年9月30日までの全期間在籍者
 3. 年次有給休暇在籍者慰労は、第一次は48年9月30日現在の46年度までの残日数に率（年令別に差を設けた率）を乗じた日数を1日当2700円で慰労する。第二次は昭和51年9月30日現在の昭和49年度までの残日数に率（第一次と同率）を乗じた日数を1日当2700円で慰労する。
 4. 坑内勤務者加算は46才を頭打ちとして年令区分による4ランクに分け最低5万円から最高16万円を支給する。金額は第一次、第二次とも同額。
 5. 年令は昭和45年10月1日現在とする。
 6. 慰労日数は法定年次有給休暇日数を超えない。
 7. 年次有給休暇残日数は、協力金支給の分だけ放棄するものとする。残日数慰労に当っては本人の意向（選択性）を尊重する。
- との内容であった。

この提案を検討したが、会社案は①有給休暇残日数慰労が含まれている、②年令加算に坑外勤務者が含まれていない、③年令が46才頭打ちになっていること等から会社に再検討を求めると共に下部討議の結果、次の対置案をまとめた。

1. 年令別支給対象を事務系を含めその額は坑外勤務者の半額とする。但し期間中欠勤25日以上の者は除く。
2. 有給休暇残日数慰労は毎年度計算し協力金支給時に一括支給する。尚、45年度以前の残日数ある者は当該期間中の使用を認める。
3. 医務技術員（薬剤士、レントゲン技士、歯科技工士、細菌検査員、看護婦、栄養士）については坑外ランクに含める。
4. 有給休暇残日数慰労の1日当り基礎額は協力金支給時本給の平均額とする。
5. 昭和48年4月以降9月末迄と昭和51年4月以降9月末迄の停年退職者については第一次

及び第二次の対象とする。

6. 健康保険組合の在籍者は本取扱いに準ずる。
7. 組合専従期間は罷役出向者と同様に扱う。
8. 本取扱いの外に勤続表彰を行う。

この対置案をもって会社と交渉を重ねた結果、会社は最終的に、次の回答をしてきた。

1. 事務系の年令別支給は制度の主旨からして出来ないが、有給休暇残日数慰労は残日数×60%とする。
2. 年度毎計算は制度の主旨と残源の関係から出来ない。
3. 医療技術員については坑外扱いにするが、但し看護婦と栄養士は除く。
4. 定年退職者の取扱いは何処に期限を設けても同じことが出来るので、制度の主旨からしてできない。
5. 組合専従者の取扱いは別途協議したい。

これに対し組合側は、長期に亘り交渉を重ねてきたことや、既に対象期間に入っていること、不況下にある石炭事情などを考慮して会社の最終回答を諒承し、別紙の通り確認書を取交し第一次については協定通り支給された^{注(3)}。

注(3) この長期計画達成協力金制度は次の確認書に基づいて実施された。

確 認 書

会社と職組並びに都連とは、「社員長期計画達成協力金制度」（以下協力金という）に関し、下記の通り確認する。

記

一、目的及び支給区分

協力金は長期計画達成のため、社員の定着性確保と一層の奮起に応えることを目的とし、第一次と第二次に分けて支給する。

協力金は「年次有給休暇慰労金」と「技術系社員年令加算金」の二種類とする。

二、支給対象

- (1) 第一次協力金は、昭和45年10月1日より昭和48年9月30日までの全期間在籍する者
- (2) 第二次協力金は、第一次協力金受給者で昭和48年10月1日より昭和51年9月30日迄在籍する者
- (3) 昭和45年10月1日以降鉱員在籍者で、上記(1)(2)の期間中に社員に採用され、引続き各期間末まで在籍する者は、夫々全期間在籍者と見做す

三、協力金の算出方法

1. 年次有給休暇慰労金

- (1) 第一次協力金は、昭和45、46及び47年度の年次有給休暇発生日数より、支給対象期間内の使用日数を減じた残日数について、下記により算出した金額を支給する。
- (2) 第二次協力金は、昭和48、49及び50年度の年次有給休暇発生日数より、支給対象期間内の使用日数を減じた残日数について、下記により算出した金額を支給する。
- (3) 慰労日数は法定外年次有給休暇残日数を限度とし、慰労時の年次有給休暇残日数より減ずる。

算 式

	(慰労金額)		(慰労日数)
坑内	3,000 円	×	残日数
坑外	2,800 円	×	(残日数×70%)
事務	2,700 円	×	(残日数×60%)

2. 技術系社員年令加算金

(1) 第一次, 第二次協力金とも, 次の区分により支給する。

年令区分	坑 内	坑 外
50 才以上 52 才未満	30,000 円	10,000 円
46 才 " 50 才 "	60,000	18,000
41 才 " 46 才 "	90,000	27,000
36 才 " 41 才 "	120,000	36,000
31 才 " 36 才 "	150,000	45,000
31 才未満	180,000	54,000

(2) 年令は昭和 45 年 10 月 1 日現在の満年令とする。

(3) 当該期間の欠勤, 及び出欠罷役期間が坑内 4 ヶ月 (実日数 100 日) 坑外 2 ヶ月 (実日数 50 日) 以上の者を除く。

昭和 46 年 3 月 29 日

北海道炭鉱汽船株式会社	専務取締役 総務部長	杉田 正
北海道炭鉱汽船職員組合	執行委員長	佐々木仁三郎
北海道炭鉱汽船株式会社	社員組合都市連合会委員長	藤岡 武男

第 7 節 特別奨学生制度

45 年 9 月 24 日, 会社から「技術系社員確保のため特別奨学生制度を設けたい」旨提案があったので, 検討の結果これを諒承したがその内容は次の通りである。

1. 制度の内容

従業員子弟の内(縁故, 知人推せんも可)技術系高校, 高専, 短大, 大学に進学若しくは在学する者で学校卒業後北炭へ就職することを誓約する者に対し特別奨学金を貸与し, 北炭就職後 10 年以上勤務した場合特別奨学金の返済を免除する制度

2. 対象者

中学より高校, 高専(採鉱, 機械, 電機)へ進学若しくは在学する者
高校より短大, 大学(採鉱, 機械, 電気)へ進学若しくは在学する者

3. 銓衡方法

本人申込一面接一本店決定(毎年 20 名以内)

4. 期間中の取扱

貸 与 額	学 校	月額奨学金	入学準備金
	大学	15,000 円	80,000 円以内
	短大	8,000 円	
	高専 4 年～ 5 年		
	高専 1 年～ 3 年	4,000 円	20,000 円以内
	高校		

※貸与期間は学校所定の修学年限とし, 休学の場合は停止する。無利息とする。

5. 修了後の措置

銓衡の上優先的採用

6. 貸与額の返済

北炭就職後5年据置，その後5年間均等返済。但し5年据置後更に5年勤務を誓約し実施した場合は返済を免除する。

※現行社員学資金貸与規程によって貸付を受けている学生でもこの制度による奨学生となる
ことができる。

第8節 停年後再採用者の嘱託採用

45年10月5日会社側から，停年後再採用者が3年間の期間満了後更に2年間，嘱託として採用したい旨提案があった。その条件として

- ① 停年後再採用者が3年間の期間満了後会社が必要と認め，本人が同意した場合に嘱託として一年毎の契約で2年間採用する。
- ② 本給は再採用期間満了時の80%とし退職慰労金は退職手当規程の80%とする。
- ③ その他については停年退職者再採用に関する協定通りとする。

北炭職組はこの提案に対して次の考えをまとめ会社側に要求した。

- ① 退職慰労金が本給の80%では低いので100%とすること
- ② 有給休暇がゼロでは問題なので相応の日数を発生させること

この2点をもって協議した結果，会社側はこれを認め次の通り双方で確認した。

- ① 退職慰労金は，今次の嘱託に限り本給の100%とする。
- ② 有給休暇は再採用期間を算定の基礎に入れ初年度14日とする。

以上の結果，嘱託制度が新たに実施されることになった。

第9節 第二次長期計画達成協力金

49年2月9日，会社から第二次協力金の支給対象者については第一次の支給実績をみた上であらためて協議することになっていたのとして次の通り提案があった。

1. 45.10.1に在籍し第一次協力金を支給されなかった者の取扱いは，第一次協力金支給者と同様に取扱う。
2. 45.10.2より48.10.1迄の間に採用された者の取扱いは，第一次協力金受給者に準じて取扱う。
3. 上記1及び2の該当者についての職種区分その他細部取扱いは前協定，覚を準用する。

この提案について検討した結果，会社提案の大筋については諒解するが，対象外になっている医務関係女子（含保健婦）を医務技術員に含めると，停年後再採用者，嘱託を適用することを要求することを決め会社と交渉に入った。しかし，会社は労連との交渉で既にこれらについては適用外にすることで協定しているので諒承出来ないとして拒否したので事情止むを得ないものと受けとめ会社提案を諒承した。この支払いについて，53年5月10日付確認書で「昭

和 57 年度以降 3 ヶ年間の分割払いとする」ことを決めていたが、その後も未払いの俣になっている。

第 10 章 平和闘争

第 1 節 参議院選挙に塚田委員長をたてて闘う

25 年 6 月の参議院議員選挙を前にして、保守合同の動きが活発化する一方で、社会党は左右に分裂、又、共産党の幹部はコミンフォルムの批判を受け二派に分裂するきっかけとなった。このような状況を反映して労働者の政治への関心が高まり、「労働者の代表を国会におくろう」をあいことばに活潑な活動がすすめられた。北炭職連は、塚田庄平委員長を統一候補として闘うことを決め選挙対策委員会を設置した。このあと、道炭労は 5 月地方委員会で、木下源吾、若木勝蔵、杉之原舜一と共に塚田庄平を民主戦線候補として支援を決めた。選挙戦に備え職連は組合員から有給休暇のカンパを行い組合員を動員、勝利を期して道内をかけ巡り人海戦術を繰返し闘った。

6 月 4 日投票の結果、塚田庄平は 63,473 票を獲得し候補者 15 名中 9 位(当選 5 名)で、落選した。しかし、職連傘下組合員が一致団結して闘ったことは何よりもかえ難いものであった。

第 2 節 道議統一候補に塚田庄平をたてて闘う

北炭職連は第 15 回臨時総会(26.2.28~3.1)で 26 年第 2 回地方選挙に夕張市から道議統一候補に塚田庄平をたてて全組織 4,200 名組合員が総力をあげて闘うことを決定した。具体的には選対委員会を設置して選挙戦を推進し、各単組は夕張職組と連絡の上出来る限り応援のため人材を派遣すると共にハガキ戦術、職連以外の組合にも働きかける等積極的に活動を展開した。

26 年 4 月 30 日投票、開票の結果 17,073 票の大量得票を得、二位次点者に 11,104 票の大差で勝利し 5 月 1 日のメーデーにはこの大勝利に職連傘下各組合は喜びに湧きかえった。

このあと塚田庄平は第 3 回(30 年 4 月)第 4 回(34 年 4 月)第 5 回(38 年 4 月)の各地方選挙に連続当選し 38 年には道議会副議長に就任した。

第 3 節 道知事候補に塚田庄平立候補

第 6 回地方選挙(42 年 4 月)に際し社会党並びに全道労協は過去 2 期に亘り保守勢力に占められた道政奪還のため知事候補の銓衡を進めた結果、道議会副議長の塚田庄平が最適任者であるとの結論を得て 41 年 4 月上旬道炭労に正式に申入れた。

道炭労は組織勢力、石炭政転闘争等の事情から 5 月末に辞退を決定、又、塚田庄平の出身単組として北炭職組も同氏の意向を入れ擁立を辞退した。その後 6 月に至り町村知事が三選出馬が確定するに至って、緊急事態としてこれ以上候補の決定が遅延すれば立遅れをきたし情勢を不利にするとの理由から、再度、道炭労、北炭職組、塚田庄平に対し夫々要請してきた。これに対し紆余曲折はあったが諸情勢を判断し本人の諒承を得て推せんを受諾し機関の承認を得た。

北炭職組はこの闘争を推進するため独自に1,000円の資金カンパを決めると共に知事選対本部に夕張支部から本間巖を派遣し常駐させた。一方組合常駐者等を道内各地の北炭関連会社等にオルグとして派遣すると共に組合員1人10票獲得運動を展開した。知事選挙は社会党、全道労協が中心となり革新団体が総力をあげて闘いを進めたが、開票結果は町村金五1,424,532票、塚田庄平893,555票で53万票の大差で破れた。

一方市会議員には夕張市に夕張支部は矢口嘉一、三笠市に幌内支部は、小林幸太郎、本田三七男、岸本竹雄の各組合員を統一候補に決めて選挙戦を闘った結果、全員当選し完勝したが、得票数並びに順位は下記の通りであった。

矢口 嘉一	1,254 票	6 位 (定員 36 名)
小林幸太郎	1,143 "	1 位 (定員 30 名)
本田三七男	884 "	5 位 (")
岸本 竹雄		14 位 (")

第4節 塚田庄平知事選挙に再度立起

第7回地方選挙(46.4)に際し社会党並びに全道労協は町村知事の4選出馬辞退の情勢を踏まえ革新道政奪還の好機であるとして早くから候補の銓衡を進めていたが、社会党道連は道連委員長長の塚田庄平を再び統一候補に決定した。このあと全道労協も知事選対を発足させ、塚田庄平後援会、塚田庄平と歩む会などと相俟って塚田も道連会長を辞任し、道民100万人との会話などの活動を開始した。

一方自民党は堂垣内尚弘を統一候補に決定し町村前知事が同年6月に行われる参議院選挙に立起するのと連動して活動を開始した。

北炭職組は前回の知事選と同様に1人1,000円の資金カンパと本間巖を再び選対の常駐者に派遣すると共に組織を挙げて活動を推進した。この戦いは全道的にもり上り双方伯仲の戦いとなり開票結果、塚田庄平は1,280,479票の大量得票を得たが、堂垣内尚弘に僅か13,000票の僅差で惜敗した。

一方市会議員選挙には、夕張市には夕張支部が組合員で現職の矢口嘉一、三笠市には同じく組合員で現職の本田三七男の両氏を統一候補に決めて闘った結果、両氏とも完勝したが得票数、順位は次の通りである。

矢口 嘉一	1,048 票	6 位 (定員 36 名)
本田三七男	1,095 "	1 位 (" 30 名)

第5節 第12回衆議院選挙(47.12.10)の闘い

第18回北炭職組定期大会(47.10.1)は、今次衆議院選挙に北海道三区から初めて社会党から立候補することになった旧北炭職連委員長長の塚田庄平を統一候補に決定し組織の全力をあげて物心両面に亘る支援を行い必勝を期して活動を展開することを併せて確認した。又、同時期に行われる歌志内市長選挙に際し空知職組の統一候補である国分正美に対する支援と併せて活動費として1人1,000円の資金カンパを決定した。

更に北海道4区では夕張並びに三笠地区労の統一候補である社会党の岡田春夫を推せん候補に決定し各支部は夫々活動を進めた。

(1) 三区の活動

塚田庄平の支援活動を重点として決めたが、北炭職連傘下は選挙区外であるために北炭労連と合同して主として三区の塚田選対並びに各単産に対し挨拶廻りを行い協力要請を行い、併せて北炭関連企業及び知人に対しオルグ活動を展開した。

塚田庄平は知事選挙を2回闘い堂垣内に僅差で惜敗したこともあって知名度も高く知事選挙の余勢をかって、78,146票を獲得してトップ当選を果たした。

(2) 四区の活動

夕張、平和、幌内支部は夫々地区労の活動方針に従い岡田春夫候補の支援活動をすすめたが、開票結果は、岡田春夫は99,661票を獲得して第二位、又、社会党のもう1人の候補渡辺惣蔵は69,368票で第四位で当選し社会党が完勝した。

(3) 歌志内市長選挙

歌志内地区労は過去4期推せん候補として当選した加藤前市長を下げ、空知労組委員長の国分正美を統一候補に決めたが加藤前市長はこの措置に納得せず自らの意志で立候補したため両者の厳しい選挙戦の結果、国分正美は500票の差で惜敗し目的を果せなかった。

第11章 石炭政策

第1節 石炭政策転換の闘い

石炭産業の合理化をめぐる、34年から35年にかけて三井三池の大争議が発生、石炭各社は一斉に企業整備を強行した。

炭労は闘いの経験を踏まえ、反合理化闘争は個々の闘いではね返せない。との考えにたち、第28回臨時大会(35.10)で、政策変更(政転)の闘いを推進することを決定、さらに、第29回臨時大会(36.2)で、石炭政策の変更を目標に全力を結集して闘うことを決めた。

36年に入ると国鉄運賃値上げ、石油の値下り、貿易自由化の繰上げで、石炭産業の企業整備は一層速度を増して強化された。

このため、炭労は第31回臨時大会(36.9)で、「雇用の安定、最低賃金の獲得、石炭政策転換を政府に要求し、中央動員をもって闘うことを決め、全炭鉱、炭職協と共闘会議を設置し、炭鉱労働者が一丸となって闘う体制がはじめて実現した。

炭労は9月末より1,000名による「石炭政策転換大行進」を実施、道炭労行動団は9月29日札幌を出発、途中教宣、陳情活動を続け、10月12日着京、中央行動を実施した。

更に炭労は第一次動員として4,000名の陳情団を編成、10月23、24日中央交渉を実施しながら、国会終了迄中央行動を展開した。

動員者は、キャップランプと作業服で身を固め激励をうけて勇躍ヤマ元を出発した。そして、北炭職連傘下から、行進団と第一次動員に参加したのは、次の人達である。

○行進団 堀井 清明（夕張常任）

○第一次動員団 21 名

夕張職組

原 陸夫（書記長）	千葉 哲司（常任）
村田 豊（第一鉱）	小山 理八（第二鉱）
竹村 重雄（第三鉱）	南 忠安（清水沢鉱）
兼子 卓也（健保）	多田 和夫（鉱業所）

平和職組

菅原 光雄（常任）	高橋 久助（真谷地鉱）
佐藤美代志（楓坑）	市川謙次郎（平和鉱）

幌内職組

佐々木英治（書記長）	遠藤 修平（鉱業所）
石岡 喜一（幌内鉱）	谷村 正孝（新幌内鉱）
末永 有俊（幌内鉱）	

空知職組

阿部 秋雄（常任）	佐藤 仁（鉱業所）
庄司 悦郎（空知鉱）	福井 正巳（神威鉱）

炭労働員はこのあとも実施され、併行して炭職協も中央行動を展開したが、各単組はその都度組合員を参加させた。

第2節 石炭鉱業調査団の来道

昭和37年に入り、通常国会の再開と共に、石炭政策をめぐる、政府自民党と野党間で政折衝に移された。

これに呼応して、炭鉱労働三団体は4月5日以降の無期限ストライキと10万人動員を背景に石炭政策の転換を迫った。

4日には、池田勇人首相が、社会党、民社党、総評、炭鉱労働三団体の代表者と会見し、特別の調査団の派遣と、その答申に基く政府の決定があるまで、人員整理は行わないとの主旨の政府見解を示し引続き政府は4月6日、石炭対策について閣議決定を行ない一応事態は収拾された。

このあと石炭鉱業調査団（団長有沢広己）が編成され、北海道には、同年7月10日～15日に来道し、石炭関係団体と懇談し、意見を聴取した。

7月10日、札幌グランドホテルで、各団体と会見したが、炭鉱労働団体は、道職協、道炭労、全炭鉱道支部が夫々個別に要請書を提出した。

調査団はこのあと、各地域に出向き、7月13日、歌志内、14日、夕張で現地の事情聴取が行われた。北炭職連傘下の空知職組（委員長笹森郁夫）、夕張職組（委員長矢口嘉一）、平和職組（委員長舛田行男）は労組と共に現地の状況を説明し、夫々要請書を提出した。

第3節 第二次石炭特別調査団の来道

石炭鉱業審議会は、実効が挙らない石炭対策のアフターケアのため政府の要請にもとづき、有沢広己を団長とする第二次の調査団を派遣することを決めた。調査団は、①5500万トンの出炭維持対策、②需要確保と流通機構の改善、③資金、経理対策、⑤産炭地振興、⑥鉱害対策について答申することを目的として、北海道では39年9月19日より23日に亘り現地調査が行われた。

道炭労、炭職協は札幌で調査団と会見した。その際道炭労は、総合エネルギー対策樹立を前提として、労働条件、生活環境の改善、保安対策確立、中小炭鉱対策、流通機構改善、産炭地振興等を要請した。炭職協道本部は中央段階で炭職協の方針を細部に亘って提起済みであるので、佐々木仁三郎議長(北炭職連)より、主として労働力確保について資料を提出説明し要請した。

調査団は、翌8月20日夕張に入り労使と会見したが、夕張職組支部は、夫々上部の方針にもとづき山元の実体を説明して要請した。

第4節 技術調査団の来山

第三次石炭政策中間答申は、40年12月6日に出され、石炭鉱業の安定対策の基本方針を打ち出すと共に41年6月末を目途に本格答申を行うことを明らかにし、政府はこれを受けて、12月17日、この主旨を尊重し、安定対策を強力に推進する。との閣議決定を行った。

通産当局はこのあと各社と再建案のヒヤリングを行ったが、更にこの再建案をチェックする目的で、北海道と九州に夫々技術調査団を各山に派遣した。北炭には夕張に41年2月20日、21日の両日、中野実団長一行が来山した。北炭職組は、この機会に、保安、生産に関する実態と苦悩を率直に提起し、積極的なビルド政策を求め長期的な生産性向上、保安確保について強調するとの考えにたち、執行部全員が調査団と会見し、意見を述べると共に下の注(4)に掲げた要望書を手交した。これに対し中野団長は「今まで調査したところでは、概して原料炭ヤマでは一般炭ヤマと比べ、何となくゆとりを持ち過ぎている様に感じとれる。今次会社案をみると、さほど背伸びした過大な計画とは思えない。これを達成するには労使の協力が肝要と考えるので、充分留意し努力してほしい。なお、明後日は、夕張一鉱災害の一周忌に当るが、その後、一年の経過をみると、保安確保、出炭も良好に推移しているのは、労使の努力の結果で同慶にたえない。」との表明があった^{註(4)}。

注(4) 石炭政策への要望は保安体制の確立を中心に次のように提案された。

昭和41年2月20日

技術調査団 団長 中野 実 殿
北海道炭鉱汽船職員組合 執行委員長 佐々木仁三郎

要 請 書

昨年中央保安協議会から派遣されました保安対策調査団の答申では、保安生産体制について坑内構造をはじめ多くの問題点とその改善策を提起されております。

北炭におきましては、昭和38年に労使協議の結果、昭和42年度迄の長期操業計画の大綱をきめ、これに沿って生産体制を布いて居りますが、労使は挙げてこれが達成に努力しているところです。

第5節 第5次石炭政策でスト決行

昭和48年度から実施される第5次石炭政策に対し、労働団体、産炭地自治体などが、石特会計予算並に関係法案を含む政策の完全実施を求め、国会、関係官庁に対し一斉に要請行動をはじめたが、たまたま、三菱大夕張炭鉱の閉山提案が出されたために、石炭政策見直しの運動がとみに高まり、産炭地市町村に於ては、地域グルミのゼネストを敢行することを申合せるところもあった。この運動のもり上りの中で炭労は、48年5月28日全山24時ストライキを決行することを決め、又、道石炭問題連絡協議会は、参加団体代表による中央要請行動を実施した。炭職協本部も構成団体なので、佐々木仁三郎委員長が代表して参加した。こうした関係団体の運動に歩調を合せ、北炭職組は、石炭の見直し、産炭地防衛を指標として、5月28日独自で、退勤時各方1時間50分のストを決行した。

第6節 東京で「石炭危機突破中央大会」を開催

北海道石炭対策連絡会議（代表者堂垣内尚弘知事）は49年11月1日各団体の代表による会議では閉山の相つぐ石炭産業の危機を打開するため、産炭地北海道として石炭見直しを中央に働きかけるため、次の通り中央行動を実施することを決定した。

- ① 11月22日東京（千代田区東條会館）で「石炭危機突破中央大会」を開催する。
- ② 大会終了後、政府関係先への要請、都内に於けるビラ配布等の行動を行う。
- ③ 石炭見直しP.R車を派遣する（各団体代表で、仙台、福島、水戸、千葉、東京の各知事及び市長を訪問、メッセージ、ビラ配付）

このほか、この行動には各団体から総員500名を動員することとし炭職協に対して20名の参加要請があった（炭労は150名）。炭職協は傘下組合に対しこの人員を割当て北炭職組は8名、空知、万字職組各1名が参加したが、P.R車行動には、木本幌内支部委員長を派遣した。

この中央行動は、国内では所謂オイルショックによる影響下にあった時期で、政府関係者や一般与論に石炭危機を訴えるには好機であり有意義であったと思われる。尚、北炭職組の参加者は次の通りである。

本部 佐々木委員長、斉藤事務局長
夕張 高地区委員長、渡辺地区委員長
平和 大内地区委員長、本間地区委員長
幌内 木本委員長、山本地区委員長

しかし、この答申が指摘していると同様に、坑内構造、採炭方式、保安対策の面で幾多改善をはからなければならない問題が山積しています。したがって、今次長期生産計画樹立にあたって、この際これが措置も併せて折り込まなければならないものと考えます。

職員組合としては、保安対策調査団答申は坑内構造、採炭方式、保安対策等多岐に亘って、具体的にしていますので、今後これを資として、生産計画との関連や各鉱の炭層賦存状態等夫々の実態にもとづいて、会社との協議をすすめていく考えです。

しかしながら、現状石炭企業の経済状態では、資金確保に於いて自ら限界がありますので、資金対策について、保安生産体制の確立と併せて、本格答申に抜本策を具体的に折り込まれる様要請致します。

以 上

○北海道石炭対策連絡会議加盟団体

北海道 道議会石特委 産炭地市町村 石炭協会 全道労協 炭労 炭職協 道商工連

第12章 保安，災害

第1節 夕張第二鉱の爆発事故

1 災害発生

昭和35年2月1日，午前1時50分，雪に埋れ深い眠りに包まれていた炭住街をドスンという鈍い音が走り再び静寂にもどった。

この一瞬，休日出勤で3番方に入坑していた62名のうち，職員6名，鉱員33名の生命を奪った。災害発生後23名は自力で脱出，或いは救出されたが，このうち，3名は，50時間後奇跡的に救助された。その後救出作業で職員5名，鉱員32名は遺体で収容されたが，4区で罹災した，柿崎志磨雄坑内主任，木村徳郎鉱員は途中で火災が発生したため，収容が不可能となり止むを得ず家族の諒承を得て消火のため注水した。半年後，たまたまお盆に漸く収容された。又，救護隊員猪口昭夫鉱員は，新幌内救護隊（班長佐藤邦伍）を，現場に誘導中，救命器のマスクと顔面の接着部分から一酸化炭素が洩れ殉職，死亡者は40名となり，更に重軽傷者は28名に及んだ。

職員組合員の殉職者

坑内主任	柿崎志磨雄	39才	二鉱四区
	川崎 善作	50	〃 〃
	佐々木福治	50	〃 開さく
	佐藤 梅吉	48	〃 運搬
	橘内 正治	32	〃 三区
	大谷 隆	35	〃 〃

合同葬儀

2月21日午後1時，夕張会館（現在の夕張歴史村博物館の位置）に於て，坑底に未だ2名の遺体を残したまま合同葬が催された。開式と同時に全山にサイレンの音が鳴り亘って，炭住街は故人の冥福と再びこのような災害が起らぬようにとの祈りと希いをあらたにした。

萩原吉太郎社長の弔辞につづき，佐野岩雄鉱業所長，佐藤寅之助職組組合長，玉田重雄労組委員長から赤涙をこめて捧げられ，交々に原因の徹底的究明と災害撲滅を霊前に誓った。

会場周辺は供花に埋れ，焼香所では参列者が延々と続き立ちのぼる香煙に包まれた。

この日，市内の商店は各戸に弔意を表し，料飲店は一斉に休業するなど街全体が悲しみに包まれた。

2 爆発の原因と対策

現地会社，職組，労組により原因究明の結果，「中央ベルト斜坑における崩落で，三区動力

線の熔断火花が、同時に飛散浮遊した炭塵と流動ガスの混合物に着火した」ものと推定し、この爆発が接続する坑道の炭塵を浮遊せしめ、その滞留ガスに引火、順次軽度の爆発を惹起し、これが各方面に伝播し、大災害になったものと判断され、推定の域にとどまざるを得なかった。

会社は、緊急対策として、特免区域全般に亘って坑道に直結した旧坑、密閉の点検を実施したが異状はなかったとして、当面、主要ベルト坑道4ヶ所に200mの岩粉棚を設け、動力用ケーブルを安全性の高いものに取替えるという二点の対策を講じた。

これに対し職労組は、災害原因の究明が、推定の域をでていないので、この2点の対策だけでは不十分であるとして、更に対策を検討、会社との交渉をすすめた。

3 保安対策交渉

北炭職連は、夕張第二鉱災害後、保安対策全般について山元討議を経て集約、本店と鉱業所及び炭鉱に夫々要求を分けて会社との交渉に入った。この交渉で保安管理機構、保安教育など保安管理の有り方について協議をすすめ対策を確約させたが、本店の交渉当事者は、中島成常務取締役保安本部長であった。

巡検員制度の導入

会社は、この災害を契機に、保安本部を札幌に移した後に巡検員制度を新設、各炭鉱に巡検員を張付け、保安管理及び指導に当らせ、事後、炭鉱長は巡検員経験者から任命するとして、巡検員制度に権威をもたせた。しかし、この制度に対する意気込みも、大量の就職あっせんによる、減員と人材流出で、次第に制度の意義と権威が薄れマンネリ化し実効が失われていった。

第2節 夕張第一鉱のガス爆発事故

40年2月22日午後6時30分、豪雪に埋れ雪が舞う炭住街に地軸を揺がす様な轟音が鳴り響いた。ガス爆発を知らせる咆哮だった。従業員家族は雪の中を坑務所に殺到した。

坑内からの連絡はとどえて状況は全く不明だが、やがて救護隊の入坑によって逐次状況が判明し憂慮が現実となり、61名の尊い人命を失い17名が重軽傷を負うという大災害となった。殉職者の遺体は2月24日午後5時半全員収容を終えた。

職員の殉職者は、坑内主任桜岡中、職員吉田作蔵、同日野照雄、同平泉馨の4氏である。

災害発生後、組合側は、夕張地区労並びに炭職協が夫々調査団を編成して、災害状況及び原因調査を行った。調査団の結論は、爆風、火焰の経路からして、爆心地は、旧右二入気坑道の密閉附近であろうと思われるが、着火原因は該箇所が崩落しているので、直ちに断定することは出来ないということで、双方共同結論であった。

尚、災害箇所の右二払跡より一酸化炭素が検出されたため労使合意の上、2月27日右方面に対し注水を開始した。したがって原因の探求は事実上出来なくなった。

合同葬儀は、3月1日寒風の吹きすさぶ中遺族、参列者が夕張会館に参集してしめやかに行われたが、葬儀開始の午後1時一斉にサイレンが鳴りわたりヤマ全体が故人の冥福を祈った。又、市街地の商店も当日は店を閉じて、弔意を表し街中が悲しみにつつまれた。

夕張職組支部は当日、清水沢鉱関係を除き夕張労組と共に抗議の24時間ストを実施した。

この災害後、業務上死亡者の遺家族の救済策として、子弟の採用、未亡人の職場造成のほか、救済委員会を会社、職連、労連の三者で構成、救済基金として2500万円を設定して北炭全山の業務上死亡者の遺族、並に同事由による入院患者のうち、就職不可能、身体障害或いは老令等の特殊事情による生活困窮者の救済制度を発足させ、救済規程により、業務上死亡者の家族見舞金を1名に付5万円支給、遺族の未就職中の医療費負担、生活困窮者に補給金月額1万円を限度に支給するなどの措置をとることとなった。

この爆発事故で会社幹部4人が、業務上過失致死傷、鉱業法、鉱山保安法違反で起訴された。この公判は、43年6月18日札幌地裁で第一回公判が開かれ、以後“人災か”“天災”かをめぐって60回に及ぶ審査を重ね、事故後満6年後の45年6月16日論告公判が行われ、検察側は「会社が自然発火の兆候を予知しながら経営に目を向け過ぎたあまり人間性を忘却し、十分な保安措置をとらなかったため起きたもので、典型的な人災である。被告に人命尊重の感覚があれば、この様な悲惨な事故は起きなかった」と論告し、懲役刑(池夕張鉱業所長=保安統轄者 鉱業法違反)、禁固刑(宮崎同鉱業所次長=保安技術管理者、和田第一鉱生産課長=副保安技術管理者 業務上過失致死、鉱山法違反)と10万円~5万円の罰金(北海道炭鉱汽船(株) 鉱業法、鉱山保安法違反(宮崎次長、森保安課長=保安監督員)を求刑した。その後、7月17日最終弁論が行われ、46年2月16日札幌地裁で判決が行われた。裁判長はこの判決で「爆発現場が事故直後に水没し、必要な資料が全般的に乏しい特殊事情にあり、爆発の原因は密閉した坑道で自然発火したことが火源になったかどうか証拠上明らかでない」と述べ、最大の争点であった業務上致死罪については“証拠不十分”で無罪、鉱業法、鉱山保安法違反の会社と会社幹部に対し罰金3万~5万円の判決を言い渡し、会社側は最も厳しい刑事責任を免れた。この裁判の判決は、他にも事故現場に居合せない会社幹部が業務上過失致死罪で起訴された例はあったが、判決が出たのははじめてであり世間の注目をあびた。

札幌地検は控訴期限の前日新証拠に望みなしとして控訴を断念した。

1 残留火薬防止対策

残留火薬の問題は、発破採炭が主力である幌内鉱業所に於いて多数発生し、屢々現場で職鉱員間で紛争となり、この防止に取り組んできたが、一向に減少せず、又、他鉱業所に於ても多発の傾向が表れ問題化してきた。

北炭職連は残留火薬は重大災害に繋がりかねない要因をもっているのでは、この対策を検討し、40年8月20日会社に対し次の申入れを行った。

1. 原因究明と対策

- ① 電気雷管の不良品排除
- ② 発火器の改善及び交換基準の設定
- ③ 脚線被覆の改善
- ④ 母線の管理

2. 発破施行後の確認方法及び申送事項手順の明確化

- ① 特に掛上りの場合の措置

㊤ 人員配置の検討

㊦ 発破係員の作業範囲の適正化

3. 責任の所在

その後、1.については、会社と共にメーカー側に対して品質改善の検討を約束させ、3.については、保安監督局の見解をただすなどを併せて会社と協議した結果、会社は40年下期労使協議会（40.10.27）に、発破作業に於ける技術基準（不発対策）と係員、有資格者、鉦員の作業区分を作り提示してきた。

2 重大災害で救護隊員以外の者が殉職した場合の取扱

北炭職組は40年11月、保安要求を取纏めた際に「重大災害時に救護隊員が偵察或いは作業中に殉職した場合は、会社炭労間の救護隊員の取扱いに関する協定（殉職見舞金、傷害見舞金）の適用はあるが、救護隊員以外の者が、救護隊員の作業に準ずる作業中に殉職しても、前記協定の適用はされず不利となっている。重大災害時の偵察或いは作業は状況によって救護隊員だけが当るものではなく、夕張第1鉦災害時に於ても隊員以外の職員が相当数従事している。従ってこの場合には、当然救護隊員に準じて取扱われるべきであるとの意向をまとめ、41年1月会社に対し申し入れた。これに対し会社側は本問題は、殆ど職員に拘わる問題と考えられる、更に非組合員の職員にも及ぶ問題なので社内で検討の上善処することを約束し、その後北炭職組の要求通り諒承した。

第3節 集中豪雨による被害対策

41年8月20日夜来の集中豪雨で傘下の夕張、平和、幌内の各地区は共に被害を受けたが、職員関係の罹災は次の通りであった。

夕張支部 管内福住社宅床上浸水8戸、富岡、住初社宅泥侵入4戸、福住社員浴場及び夕張支部組合事務所床上浸水

平和支部 平和三区事務員住宅床上浸水1戸

幌内支部 なし

以上の罹災者に対し、北炭職組は見舞金の贈呈について交渉をもち夫々金額を決めた。

又、組合としても会社と同額を贈ることを決めたほか、職宅に入居中の殉職者家庭、社員浴場の家庭、組合事務員にも職員に準ずることとし、次の通り贈った。

夕張支部

組合員 2,000円（2名）、3,000円（6名）

殉職者家庭 3,000円（1名）

社員浴場家庭 5,000円（1名）

平和支部

事務員 3,000円（1名）

第4節 平和炭鉱坑内火災事故

1 災害発生

43年7月30日午前3時50分頃、西部第一ロングゲート NO1 ダブルチェンコンベヤーの運転員は風上よりゴムの焦げるような臭気を感じたため出向いたところ、西部ベルト斜坑第二原動部附近で白煙が出ていたので各所に連絡した。近くの坑道にいた斉藤係員は鉱員6名と食事中臭気に気付く現場に急行消火ホースを用意させ自分は電話で各所に連絡、ホースを持った坑員は撒水管の取出口を探したが煙のために見出せず、斉藤係員は附近にいた人達を誘導し退避の途中近藤主任に出合い報告した。近藤主任は直ちに現場に急行し撒水管を脱管しベルトの上に放水した結果、煙がはれてきたので第二原動部に近づき水による消火を行った結果、7時55分頃一応消火したかに見えたが、天磐が崩落し再び煙が逆流し浸入が出来なくなったので退避した。当日この方面には65名(職員7名鉱員58名)が配置されていたが、34名が自力で脱出し31名が行方不明となった。

災害発生後救護隊が北炭系各山から出勤しその数は36班212名に及んだ。入気側が崩落で浸入出来ないの、排気側より救出活動に入ったが、9遺体を収容した時点で、風管通気では煙と高温で前進出来なくなり、坑道を張分け局部扇風機で通気を取り522m前進した。

その先は資材、鉱車などの障害物があるため風管通気で更に133m進行した。これ迄到着する途中では坑道の熱気を冷却するために各所にドライアイスを下り下げ、又、救護隊員は被服にアイスノンを挿入するなどして高温下の作業は難行を極めた。排気側からの張分け通気でこれだけの距離を進行したのは世界でも例がなかった。進行の先端で崩落していて熱気は100度C以上、メタンガスは10%、炭酸ガス3%で煙も観測され、火災が未だ続いているのが予測され二次災害の危険があるので、作業の続行を断念した。この時点で保安監督局は、入気側よりの炭酸ガスの注入による消火を示唆したが、検討の結果時間的、物理的に効果が期待出来ないことが分り、入気側の西部ベルト斜坑の水封(部分注水)によって消火することになった。注水は8月12日午後から開始、15日午後完了した。そのあと一日放置して16日救護隊が排気側の偵察を行ったところ坑道張分けのビニールが焼けたでれており火源が残っていることが分った。そのため排気側からの救出作業を断念して、坑道を密閉して二次注水によって消火する方針をたて残留者の家族の諒解を得て8月19日午前7時50分から密閉作業にかかった。

この時同時に22名全員の死亡が宣告された。職員の殉職者は、2名で板垣吉次は排気側の坑道で遺体で収容されたが、須郷正年は残留者22名の中に含まれた。

8月30日午後1時より22名が坑内に残留の俣平和会館で殉職者31柱の合同葬がとり行われた。午後1時全山に鳴り響くサイレンを合図にマチ全体が殉職者の冥福を祈り黙祷を捧げた。

密閉、注水が開始されたあと8月25日から全員保安作業に入り保安点検を実施、保安体制が正常化したので9月2日から平常操業に入り採炭作業を開始した。

密閉内の注水は予定通りすすみ11月27日完了、完全に消火したことが確認出来たので、12月28日密閉を撤去、12月2日より水抜き及び取明作業を4交替で開始した。取明作業は水没跡だけに難行したが、残留者の収容は翌44年2月17日、3月9日14人、この人達は西部10尺ロング上部で、煙を避けるためチェンコンベアトラフを入気側に張り廻し、エアーホースを鉄柱にしばりつけて通気をとるなど、籠城の体制をとり須郷職員を中心に車座になって殉職し

ていた。3月29日2人、4月21日1人、同23日1人、同26日1人、6月8日2人を収容、引続き遺品遺骨から警察は2遺体であることを確認。7月3日、事故一年近くにして漸く全員を収容し取明作業を終了した。

取明した箇所では、炭壁は水晶体に結晶しコークス化し、又、岩石、ケーブルの鋼線が溶解したあとがみられるなど火勢の物凄さがうかがわれた。

尚、この事故でCO患者として、入院患者2名、一ヶ月以上の休業者6名、一週間以上の休業者2名、3日以下の休業者32名が罹災した。

2 北炭職組の災害対策

7月30日早朝、平和支部より災害報告を受け本部役員は佐々木仁三郎委員長以下直ちに現地に直行、夕張、幌内支部役員も同日午後現行に到着直ちに執行委員会を開催、執行委員全員による現地対策委員会を設置し対策に取組むことを決定した。一方炭労も、道炭労、北炭職組、北炭労連、地区労、現地組合による対策本部を現地に置いて緊急対策にあたった。又、合同葬儀の行われた8月30日は、平和支部のうち平和鉱関係組合員は24時間ストを決行、会社に対する抗議と殉職者の冥福を祈った。災害発生のおと7月30日政府調査団、8月5日には参議院石特委調査団、8月7日衆議院石特委調査団が夫々来山、組合側は調査団に対し保安対策や遺族対策について強く要望した。

又、北炭職組は8月27日会社保安部に対し次の保安対策を申入れた。

1. 消火施設の一斉点検と整備
2. 電気機器室及びその周辺の耐火構造化
3. 主要坑道およびベルト坑道などの不燃地帯、消火地帯の設置
4. 坑内電話の設置箇所および連絡回線の再検討と整備
5. COマスク導入促進と実技訓練の実施
6. 各番方連絡責任体制の充実
7. メルカプタンの増置
8. 携行無線器導入の具体化
9. 新設切羽および通気変更の際には図上による退避訓練を必ず実施する

以 上

COマスクの個人携行と誘導無線器の導入

42年10月25日、CO中毒法が施行されて坑内の所定箇所にCOマスクが備えつけられたが、利用する者が皆無の状態だったため、この災害を契機としてCOマスクの個人携行の必要性が強調され、これが義務づけられることになった。更にそれ迄災害時の連絡は二系統以上と定められていたのが、43年11月25日から誘導無線器が各炭鉱に導入されることになり保安技術職員が各自携行することとなった^{注(5)}。

注(5) 一連の炭鉱災害で保安対策の確立が重要となり、次の要求と決議が行われた。

「藤井政務次官に緊急災害対策として八項目を要求」

炭労災害対策委員会は、政府の調査団として派遣された藤井政務次官、西家保安局長、近藤札幌保安局長と

七月三〇日午後五時から四〇分間に亘って会見し、美瑛炭鉱、滝口炭鉱に続いて大災害の発生をみた事は誠に遺憾であり、この事は会社側の保安対策の不備による事は勿論であるが、根本的には石炭政策の欠陥によるものであり、人命尊重の立場にたつて抜本的な保安対策の樹立と、災害の責任体制の確立を前提として、今次災害を契機に緊急保安対策を打ち出すべきであるとして次の対策を求めた。

- 一、坑内の機械化並びに電化に伴って火災の危険性が増大しつつあり、抜本的な耐火、防火対策の強化をはかる事。
- 二、消火設備の充実をする事、坑内に於ける消火設備は旧態依然であり坑内消火機器の開発を含めて徹底した対策を講ずる事。
- 三、保安対策を前提とした適正人員を配置する事。
- 四、自己救命器の個人携行を即時実施する事。国内生産が間に合わない時は緊急輸入の措置を講ずる事。
- 五、保安教育の徹底
一般的な保安教育を実施すると共に、特に退避訓練は今次災害を契機として各炭鉱一斉に実施させる事。この場合、実地訓練、図上訓練を併せて実施する事。
- 六、近代化的装備と、機動力のある常設救護隊を国の予算で地域毎に設置する。救護隊は各炭鉱より派遣し交代制とする事。
- 七、保安監督官は、現状災害の対策に迫られて監督指導が不十分であり、監督官を大巾に増員し監督指導の強化をはかる事。
- 八、坑内無線電話の活用をはかり連絡警報の迅速化をはかる事。

「衆議院石特委における保安確保に関する決議」

北炭平和炭鉱災害対策のため調査団を派遣した衆議院石特委は、調査団帰京後八月九日に石炭関係労使の参考人(大槻石炭協会長、植田鉱業連合会顧問、山本炭労委員長、平川全炭鉱執行委員、遠藤炭職協副議長)から今後の保安確保対策についての意見を聴取すると共に、次の様な決議を行なった。

石炭鉱山の保安確保に関する件

衆議院石炭特別対策委員会(四三、八、九)

第五八回国会当委員会において、石炭鉱山の保安確保に関する件について決議を行ったが、依然として炭鉱災害が続発し、去る七月三〇日には北海道炭鉱汽船株式会社平和炭鉱における大災害の発生を見るに至った。

かかる現状にかんがみ、政府は速やかに石炭鉱山の保安確保のため、次の諸点につきその実現を期すべきである。

- 一、炭鉱関係者特に経営者に対し、保安確保の重要性を再認識せしめ、保安優先の経営を実施せしめるよう強く指導すること。
- 一、全石炭鉱山の保安点検を更に強化するとともに、鉱山保安法及び関係法規の再検討を行ない所要の改正を行なうこと。
- 一、保安管理体制の万全を期するため災害通報について、即時の対策を指示できる管理者の三交代制の実施及び巡回、機器管理体制を再検討し強力な行政指導を行なうこと。
- 一、退避訓練を徹底するため月一回の保安日を定め、保安検査並びに退避訓練を実施すること。
- 一、保安技術職員は坑内火災、自然発火、ガス爆発及び突出、出水の場合、その災害箇所下手に位置する労働者に対し、災害の大小にかかわらず速やかに避難を命ずるよう指導すること。
- 一、自己救命器の生産確保、自己携行の実施及び救命器の改善に更に努めること。
- 一、災害報知の迅速を図るため坑内誘導無線の全面的採用及び各種警報装置の強化を図ること。
- 一、地域別、地方別に救護隊を編成強化するとともに、常設救護隊についても検討し、迅速な出動態勢の確立を図ること。
- 一、保安確保のため労働者、係員の申告制を採用するよう強力に指導すること。
- 一、遺家族対策の万全を期するため労働者災害補償保険法の基準を実情に即応するよう改正を速やかに行なうこと。

右 決議する。

第5節 夕張炭鉱二鉱落磐災害

平和炭鉱の坑内火災は、8月30日坑内に未だ22名の未収容者を残し悲しみの内に合同葬がとり行われた。9月2日から平常操業に入り、全道労協は9月3日「炭鉱災害続発に抗議する全道集会」が平和グラウンドで開催、集会後平和鉱業所にデモをかけ嚴重に抗議した。

しかし、この日午後2時20分頃、又々、夕張炭鉱二鉱三区のロング面で落磐事故が発生。稼働中の加納久職員はじめ採炭員8名が罹災、この内横山公彦採炭員は幸いにも微傷程度の負傷で救出された。しかし、必死の救出作業も空しく翌4日午後6時、加納久職員を最後に8名全員が遺体で収容された。

原因究明と対策

職労組は直ちに現地対策委員会を設置し、罹災者の救出対策、災害原因の究明に当たった。

一方炭労調査団は、現地対策委員会の報告に沿って入坑調査を行い検討の結果、次の結論をまとめた。

1. 災害の原因について

今次災害が発生した二鉱三区左二十尺ロングは、7月22日新設されたが、崩落並びに断層逢着等の事情により、切羽進行が遅れ、直天が軟弱の上、天盤（大天）に亀裂が生じたと判断される。更に、切羽の始発部から20m進行し、払跡の上添側部分の大天破れ等の状況からみて初圧がかかり、急激に払面に荷がきて前徴なしに崩落がおきたと推定される。したがって初圧に対する対策と当然予想される大天の亀裂、断層による影響、先に崩落した等の実情についての保安対策が十分でなかったところに災害発生の原因があると考えられる。

2. 今後の保安対策について

イ. 初圧対策（切羽条件悪化）の強化

- (1) 跡ばらしを強力に推進すること
払進行の促進、鉄柱改善と完全締付
跡バラシ発破の施行
- (2) 支柱の切張り、補助立柱強化
- (3) 送り空木の整備強化
- (4) 支柱法の検討

ロ. このロングの切羽状況から、使用中の鉄柱は不適當であり改善すること。

ハ. 保安点検の強化と保安教育の徹底

第6節 保安緊急対策

43年9月13日、札幌事務所、会社から緊急対策として、機構改革、保安対策について、次頁注(6)に掲げた保安対策の提案があった。この席には、会社側は、原社長以下主脳部、組合側は、北炭職連は、佐々木委員長以下執行部全員、都連は佐藤札幌職組委員長が出席した。

原社長から、重大災害の続発にかんがみて、緊急対策を即急に実施したいので、承認願いたい旨説明があった。これに対し、北炭職連は予め纏めた保安対策を申入れ、会社にもその実行を求めた。機構改革については、北炭職連は予ねてより望んでいたことでもあり、賛成し諒承した。緊急保安対策については、意見集約をはかるため、検討会、座談会等を通じて組合員の意

見をきき対処していくこととした^{注(6)}。

第7節 夕張炭鉱一鉱千歳区落磐災害

45年1月27日午前2時20分頃、夕張炭鉱一鉱千歳区右七片中切りと六中切りで崩落事故が発生、七中切で中島職員と鉱員6名、六中切では本間職員と鉱員3名、合計11名が罹災した。

注(6) 保安対策は(1)緊急対策と(2)緊急保安対策を次のように実施された。

別掲

(1) 緊急対策 43.9.13

今次平和並に夕張の重大災害続発に鑑み、今後斯る事故の絶滅を期して、この際抜本的な対策を講じ、生産現場と密着して、如何なる事態にも対応する強力な体制を敷くと共に保安優先の実効を挙げるため、下記の通り緊急対策を実施致します。

記

一、機構改革

1. 札幌に北海道支社を設け、支社長を置く。札幌事務所は廃止する。
2. 札幌支社に事務部、生産部、保安部を設ける。
3. 生産部、保安部の本店在勤者は本店駐在とする。生産部、保安部を除く、本部各部の札幌在勤者は事務部所属とする。
4. これに伴う人事の異動は、手続終了次第発令する。

二、鉱業所長、次長(生産担当)は、必ず保安担当者を帯同して入坑し、坑内情況の維持改善に万全を期する。係長以上の入坑実績は毎月報告させる。

三、坑内に於て、保安上改善を要すると認めた場合は、速かに保安対策を講ずることはもとよりであるが、なお、対策実施が困難な場合は、生産に携らず保安対策を推進する。

四、夕張崩落事故については、人力を超える要因も多分に考えられるので、斯る危険な切羽の操業は中止する。

(2) 緊急保安対策

1. 総点検の実施

災害再発に鑑み総点検を実施する。
時期並に編成については別に示す。

- (イ) 保安対策としての技術の再検討
- (ロ) 保安対策としての設備の再検討

2. 職場の改善による保安体制の整備

保安管理機構による保安体制の整備は勿論であるが、その機能が生きて動かねば効果は期待出来ない。なお、保安に関しては、職場全体の盛り上りによる保安意識の昂揚と、全員一丸となった姿が生まれねば万全を期することは出来ないので下記の事項に努力を払う必要がある。

- (イ) 指示の徹底
- (ロ) 意志の疎通
- (ハ) 実体の完全把握
- (ニ) 職場規律の確立

3. 保安教育の再検討

係員、鉱員の保安教育の再検討を行うほか、全体の盛り上りを助長するため、下記の協力を要請する。

- (イ) 組合の積極的参加の要請
- (ロ) 防災会の積極的協力要請
- (ハ) 主婦会の積極的協力要請

以 上

現地では直ちに対策本部が設けられ罹災者の救出作業を開始した。七中切りで罹災した7名は同日午後5時頃迄に1名は負傷したが全員救出された。6中切りで罹災した4名は行方不明で崩落取明作業に全力を傾注したが、50度の急傾斜で狭隘のため作業は困難を極め30日午前7時20分鉱員1名を遺体で収容、その後2月1日午前5時頃本間職員を含め全員が遺体で収容された。

北炭職組は災害の通報で夕張支部常任が直ちに現場に急行、本部役員も現地に直行し現地対策委員会を設け対策に当たった。

2月9日、執行委員会を開催し、災害原因の究明と一鉱千歳区の水力採炭の災害防止等について検討した結果、次の通り決定し会社に申入れることを併せて決めた。

1. 災害の原因

- (1) 右八中切坑道取明部分附近の間洩れにより直上天磐に弛みを生じ、炭層に空隙が生じたものと判断される。
- (2) そのため右7中切り坑道が沈下し崩落を誘発した。
- (3) 又、上記により流炭昇りの留枠が緩み倒枠し、六中切り坑道の落磐を誘発したものと考ええる。

2. 災害対策

(1) 構造上の改善

- (イ) 流炭昇を直傾斜で上げ、中切り坑道との交叉部を直角にする
- (ロ) 保安炭柱のとり方を検討すべきである
- (ハ) 流炭昇を岩石坑道にする
- (ニ) 各中切り坑道間の距離を検討すべきである

(2) 採掘方法

- (1) 流炭昇を中心に本向、後向を交互に掘ること。
- (2) 次期採掘予定の中切りは上部採掘終了時迄に準備を行ない長い時間放置しないこと。
- (3) 保安炭柱間の留付はベタ矢木方式並びにアンカーボルト等を入れること。

以 上

1 保安抗議スト実施基準

炭労は死亡災害が発生した場合には、直ちに24時間ストを実施する方針であったが、内部から実力行使無条件決行の方針を修正してその力を保安確保対策に向けるべきではないかという気運が出てきた。そのため会社、炭労間に於てその基準を協定した。

北炭職組は組合員が職制にあって保安技術職員として保安確保が使命であり問答無用ともいうべきストには反対であった。

したがって会社と協議の結果、次の議事確認を取交した。

議 事 確 認

1. 会社は組合の協力を得て保安の確保に努力するが、不幸にして死亡事故発生の場合は、労使は慎重に原因の探求、事後対策の検討並びに今後の予防保安の確立をはかる。
2. 今後組合が抗議ストライキ実施の対象とするのは、

- イ. 鉱山保安法規(含保安規程)に違反しかつ明らかに会社の責任によって死亡を伴う災害が発生したとき
 - ロ. 施設の不備が直接死亡の原因となったとき
 - ハ. 労使協定事項, 保安委員会決議事項に違反し, かつ明らかに会社の責任によって死亡を伴う災害が発生したとき
 - ニ. ガス, 炭じん爆発, 坑内火災, 主要坑道や休憩所における崩落により死亡を伴う災害が発生したとき
 - ホ. おおよそ1ヶ月間に3件以上の死亡を伴う災害が発生したとき
 - ヘ. 払いの大崩落により多数の死傷者を伴う災害が発生したとき。とする
- 尚以上につき労使協議の結果意見の整わない場合は, 抗議ストライキ実施前に鉱務監督官等権威ある第三の意見を徴し, 更に協議の上解決をはかるものとする。
3. 会社は, 上記各項に該当し, かつ所定解決手続きを経た上での抗議ストライキの行われた場合には, ストライキ実施にかかわらず所定弔慰金のほか, 金一封として有扶120万円(税込み)その他90万円(税込み)を贈る。
4. (1) 協定期間は昭和44年9月3日より昭和45年6月10日までとする。
(2) 昭和44年5月16日以降9月2日までの業務上の災害による死亡者に対する取り扱いで懸案となっているものについては, 本議事録確認3の金一封につき善処する。
- 昭和45年2月9日

北海道炭鉱汽船株式会社 常務取締役総務部長 杉田 正
北海道炭鉱汽船職員組合 執行委員長 佐々木仁三郎

2 張付発破の保安対策

北炭の保安規程には張付発破の条項が入っていなかったが, 実際には屢々行われていた。たまたま三井芦別炭鉱で漏斗内発破により重大災害が発生したのに鑑みて, 北炭職組は本店保安部に対し「漏斗内発破を今後全面禁止するか, 現場の実態からそれが無理ならば施行基準など何らかの措置を講ずる様申入れた。その後会社は, 検討の結果を提案してきたので協議の上, 次の対策をまとめて双方合意した。

張付発破施行上の保安対策(45.12.5)

張付発破は原則として実施しない。但し止むを得ず実施する場合は, その都度事前に管理者の許可を受けること。

1. 漏斗内発破を実施する場合は, 次の如く安全な方法によること。
 - (1) 高安全爆薬(EQS)を使用し, 立会発破とする。但し研漏斗はこれによらないことができる。
 - (2) 点火は単発を原則とする。
 - (3) 発破施行前に長尺吸引管等を使用して施行箇所のガス測定を綿密に行い, 炭じんのある場合または発生のおそれある場合は散水を充分に行う。
 - (4) 薬包は不燃物(粘土等)を使用して充分に被う。

2. 鋼棒回収時における張付発破

昭和43年7月22日付札幌鉱山保安監督局長通達を遵守して実施すること。

通達

鋼棒の回収は、鋼棒回収機の使用または金切等によって回収を行うこと。止むを得ず発破を使用する場合は棒脚を深く掘り下げ込物を十分に填塞する安全な方法で鋼棒回収作業を行われない

以 上

第8節 通産省より災害頻発に対し警告を受ける

49年3月14日、北炭に対し通産省公害保安局長名をもって、次の警告を手交した。

「今年に入ってから全国の炭鉱死亡災害事故10件、死亡者12名中、北炭及び系列炭鉱は8件、死亡者は8名であって、北炭及び系列炭鉱の保安状態は極めて悪く誠に遺憾である。今後かかる事態を再度惹起することがないように労使協力し、責任を以って最善の措置を講ずるよう強く要請する」

会社はこの警告にもとづき、①責任の所在を明らかにするとして、新鉱開発本部、空知炭鉱、万字炭鉱の保安責任者の人事更迭を行い、②保安管理体制を強化するため、保安部に防災係を設け保安指導班を置く、③全炭鉱の保安総点検と下請関係従業員の保安教育実施の方針を決めた。

北炭職組もこの現状を重視し、次の対策をとりまとめ会社との協議をすすめその実施を確約させた。

一、保安管理体制について

1. この際保安の関心を喚起するために保安運動を企画し実施されたい
2. 管理者層は決めたことは守らせる姿勢を堅持すること
3. 労使で他炭鉱を視察し保安監理の長所をとり入れ改善すること

二、保安管理機構について

1. 監督指導体制を補強すること
2. 各炭鉱の巡検指導、保安教育を強化すること
3. 現場係員の人員充足をはかること

三、保安技術職員の研鑽について

1. 保安センターや社外講師による基礎教育を多く受けさせること
2. 他炭鉱の見学をできるだけ実施すること

四、管理者、係員、作業員のコミュニケーションについて

1. 計画、保安監督官並びに監督員の勧告などはその都度必ず徹底させるなどの機会を利用して意志疎通をはかる。
2. 係員の改善意見に対しては必ずその措置を回答すること

五、職場規律について

1. 長計の方針、規則、規格は必ず実施する姿勢と指導を強化すること

六、坑内骨格構造の整備について

1. 長計の方針にそって実施すること
2. 坑道整備は一時生産を止めても優先実施すること

以 上

第9節 夕張新炭鉱ガス突出災害

50年7月6日午前0時55分頃、北10尺上層ロング上添坑道で掘進中ガス突出災害が発生した。坑外の集中監視室のガス自動警報器のうち該現場附近に設置してあったガス自動警報器が作動し異常事態が察知された。集中監視室の係員は直ちに入坑者に対し無線で異常の有無の報告を求めたが、北10尺上層上添坑道で稼働中の木村藤男係員ほか4名の鉱員からは応答がなかった。集中監視室は附近の係員に対し該現場の状況を調べさせた結果、ガス突出を確認したので、直ちに全員退避の指令を発した。

その後救護隊により坑道を探索したところ木村係員ほか4名は坑道に倒れ死亡して居り午前5時全員の遺体を収容し坑口に搬出された。この災害は発破施行によってガス突出を誘導したものと推定された。

第10節 幌内炭鉱ガス爆発災害

昭和50年11月27日午前2時15分に幌内炭鉱は中央部七片区域SL-1000メートルで突然ガス爆発を生じ、罹災者数31名の災害を起こした。31名のうち死亡は24名、重傷6名、そして微傷1名の内訳である。救護隊が編成され現場に出動したが、必死の救護活動にも拘わらず、七片添立入で10名、中央ベルト第三斜坑で5名の罹災者を確認し、午前6時25分までに7人の遺体を収容した。午前9時55分頃、救護隊は四片風道入口より奥80メートル付近で火災を発見し、さらに、別の探検隊は七片風道分岐点で高温と煙に拒まれ、進入を断念した。

他方、中央ベルト第三斜坑側の救護隊は、罹災者3名を確認し、煙の中で収容した。かくて七片方面は火災の拡大と爆発のため、排気立坑から七片への注水で火災を消火する水没消火以外にないことを確認した。この結果、幌内炭鉱では未収容者13名の遺族の同意と、監督局の同意を得て11月29日午後11時58分に注水を開始したが、四片風道で煙の逆流と圧風とを生じ、注水を中断した。その後、11月30日午後5時51分に七片区域への第一次注水が行われ、12月1日午後8時29分迄25,000 m³の注水量に達し、水没した。さらに、第二次注水は六片から七片の水没消火を行うべく、12月3日午後11時30分に開始し、12月10日午前5時35分注水量131,000 m³で中止された。

しかし、火災と煙の徴候が見られ、第三次注水が四片レベル(SL-790メートル)までの水没消火を行うべく12月12日午後10時55分に開始され、1月10日注水量1,876,000 m³で終了した。その後、養老二片立入の奥部で救護隊は高温と煙に前進を拒まれ、三片方面への延焼を確認した。このため、第四次注水が2月27日に開始され2片方面(SL-635メートル)に注水量2,048,000 m³で、3月27日に終了した。

以上のように、注水は1次から4次まで総注水量4,080,000 m³となり、水深365メートルで北炭が設立して以来の大災害となった。したがって、幌内炭鉱の再建は、同時に北炭全体の再建問題となり、北炭の経営基盤を根底から揺がす問題となるのであった^{注7)}。

注7) 幌内炭鉱のガス爆発と注水を中心とする災害は次の報告書に詳しく纏められている。

幌内炭鉱ガス爆発災害報告書(北炭職員組合)

1. 災害発生時の状況

(1) 災害発生日時 昭和50年11月27日 午前2時15分

- | | |
|-------------|--|
| (2) 災害発生箇所 | 幌内炭鉱中央部七片区域 |
| (3) 災害の種類 | ガス爆発 |
| (4) 坑口よりの距離 | 2,300 m（入気立坑口より七片区域迄） |
| (5) 深度 | SL-1,000 m（坑口=SL+55 m） |
| (6) り災者数 | 31 名 内数 死亡 24 名 $\left\{ \begin{array}{l} \text{収 容 11 名} \\ \text{未収容 13 名} \end{array} \right.$
重傷 6 名 微傷 1 名 |

※組合員殉職者名

高岡 健氏 54 才 開さく運搬係員（未収容）
加茂谷正義氏 50 才 開さく掘進係員（収 容）
小山内伸治氏 44 才 開さく運搬係員（未収容）
小山 徳雄氏 50 才 開さく掘進係員（未収容）

(7) 災害の概要

イ) 災害発生当時の状況

災害発生前の入坑人員は、保安技術職員 51 名を含め 425 名である。災害の発生した七片方面は、昭和 52 年下期以降の採炭にそなえて骨格造成作業が進められていた。当日は掘進及び、運搬作業にたずさわ作業員 25 名と係員 6 名が夫々の切羽に配置されていた。

27 日午前 2 時 15 分頃、坑外の誘導無線指令室で異状音をキャッチしたので直ちに全員の出坑を指令すると同時に、保安技術管理者に通報して、坑内の異状確認のための救護隊の召集がはかられた。午前 4 時 40 分迄に七片方面の作業者 24 名を除く全員の出坑がチェックされた。（七片方面の負傷者 7 名は出坑）一方召集された救護隊は、午前 3 時 40 分から災害発生源と推定される七片区域の探検、及びり災者救出に全力を挙げた。その結果、七片添立入で 10 名、中央ベルト第三斜坑で 5 名のり災者を確認すると共に、ガス爆発現象後にみられる部分的崩落、CO の検知、熱気、戸門破損、風管の溶融等を確認したが、火焔は認められなかった。

一担退避命令を受けて出坑した 3 番方の全係員と鉱員の一部は、七片方面の被災状況を知り、救助のため再び入坑してり災者の収容活動を行った結果、午前 6 時 25 分までに 7 人の遺体を収容し得た。これより先午前 5 時 45 分頃、排気立坑風筒から煙の出ていることが発見され、二次災害防止のため全入坑者に対して緊急退避のための出坑命令が発せられると同時に、社内他炭鉱救護隊に対して応援出動の要請が行われた。

午前 6 時 40 分、全員の出坑が確認された。

ロ) 注水迄の状況

その後坑外待機を余儀なくされたが、午前 9 時 55 分になって、救護隊による四片、七片方面の探検が行われた。その結果、四片風道入口より奥 80 m 付近の火災を発見したので、直ちに消火作業にはいった。また、五片～七片方面の探検隊は、五片～六片間には異状のないことを確認したので、引続き七片の探検を試みる事となった。中央ベルト添斜坑側からの探検隊は七片風道分岐点で、高温と煙に拒まれたため、以深の探検を断念した。

また中央ベルト第三斜坑側の探検隊は、60 m 付近で燃焼中の矢木を発見したのでこれを消火し、更に斜坑を下ったところで、り災者 3 名を確認した。七片捲立分岐部の東西両側とも、視界は全くなく、止むなく進入を断念し、3 名のり災者を収容して午後 6 時出坑した。

上述した四片風道の火災の消火作業は救護隊 18 班と係員の応援で続行されていた一方、引続き行われていた七片方面の探検結果では、同方面の火災の拡大と、二次、三次に亘る爆発の危険性が感知されたことから、排気立坑から七片への注水による水没消火以外に術のないことを確認し、未収容者 13 名の遺族の同意と、監督局の了承を得て、11 月 29 日午後 11 時 58 分に注水を開始した。七片方面の最終探検引上げの際に、中央ベルト添斜坑引立バックの水中より 1 遺体を収容している。

しかし、注水 5 分後、排立の自然通気の方が入気に変ったため、四片風道の消火現場では煙が逆流すると同時に圧風が起ったことから、直ちに注水を中断するとともに、全員の出坑命令が出された。

その後、5 坑口の観測体制の強化等を行い、11 月 30 日午後 5 時 51 分から第一次の注水を開始した。

2. 注水の概要

1) 第一次注水 (七片)

七片全域の水没を目的としたので、バーチカル4mまでの上昇をはかり11月30日午後5時51分開始、12月1日午後8時29分に終了した。注水量25,000 m³である。

2) 第二次注水 (六片～七片)

七片レベルの水封完了を待って、12月2日午後3時30分、再び救護隊による五片方面の探検を実施したが、五片坑底に近い幹線十字路付近で火災を発見した。そのため直ちに消火に当たっていたが、作業中突然奥部で爆発が起り、煙が逆流してきたため、全員坑外に退避した。検討の結果、六片方面にも火災の延焼があると判断し、取り敢えず七片、六片間の注水による水没消火に踏みきることとし、12月3日、ドライアイス、液体窒素ガスの注入による立坑坑底の冷却、火勢抑制のための布引主扇の停止等の措置をとり、午後11時30分第二次注水を開始した。

注水量 131,000 m³ SL-920.34 m (六片下磐上10.34 m)までの水位上昇を確認して、注水を中止したのは12月10日午前5時35分であった。

3) 第三次注水 (六片～四片)

六片水没が測定で確認されたため、布引主扇の運転を再開し、トキワ坑口を開放して常盤斜坑からの救護隊による探検を開始したのが12月11日午後5時35分である。探検の結果、本・副卸とも二斜坑の途中に大崩落が起きているため、進行不可能であることが判明すると同時に、布引第二立坑で観測中の温度、ガス状況の悪化傾向が顕著となったため、直接消火を再び断念し、引続き四片レベル (SL-790 m) 上21 mまでの水封を決定し12月12日布引主扇を停止させて、午後10時55分第三次の注水を開始した。

注水量1,876,000 m³で、予定水位に到達したことを確認して、1月10日午前8時注水を中止した。

4) 第四次注水 (四片～二片)

注水停止後に行った布引観測班のガス状況と、常盤斜坑の探検内容とを総合して検討した結果、1月12日以降常盤両斜坑からの取り明け作業に着手することとし、直ちに実施に移された。両斜坑、二片連絡坑道の取り明けが進み、中央ベルト、添の両斜坑捲立に接続する養老二片立入の奥部に進行するにつれて、高温と(100℃前後)COに拒まれて、救護隊による取り明け作業は難行を極めたため、通風することによる感覚温度の低下とCOの稀釈とを図ったが、着火する事象が現われはじめこれが二片以深では多発するという危険性が想定された。

偶々2月22日23日にかけて、三片方面で異状圧が数回に亘り発生したことが、立坑坑口で観測されたため、既に火災は三片方面にまで延焼したことが明らかとなり、人力による直接消火は不可能であると断定して、第一段階三片上20 mまで注水し、状況の好転がなければ引き続き第二段階として二片レベル上15 m (SL-635 m)迄の注水による消火の方針を確認して2月27日以降注水にはいった。途中、28日には立坑坑口で異状圧を数回キャッチしたが、その後は異状がなく、毎分50 m³のペースで注水は続けられた。

3月13日、第一段階の目標水位まで上昇したので、一担注水を断ち、状況を観測したが、温度低下はみられず、作業は困難と判断して、3月15日、再度第二段階の目標水位である二片レベル15 m迄の注水を開始したのである。予定までの水位上昇を確認して注水を完了したのが3月27日である。第四次の注水量は2,048,000 m³となり、七片からの総注水量は4,080,000 m³である。またその水深はバーチカルで365 mにも達し、注水開始以来の所要日数は中断日を含めて約4ヶ月という長期間に及んでいると共に、災害発生前の維持坑道長に対する水封坑道長の比率は約65%という膨大なものとなった。

3. 揚水・取り明けの状況

(1) 揚水状況

1月12日以降、常盤斜坑からの取り明け作業と併行して、排気立坑と常盤副卸とに、揚水のためのポンプの布設、及び揚水パイプの敷設作業が鋭意進められていた。1月16日正午頃、排立櫓上で、爆風によって破損した機械設備の取り替え作業に当たっていた作業員の溶接器からの溶断片が、排立内に落下してガス爆発を起し、櫓上の作業員2名と、排立口観測に出向いた係員1名が負傷するという二次災害が発生している。また一担養老二片立入奥まで取り明けが進みながら三片の爆発、高温のため進行が拒まれて二片迄の注水を余儀なくされて、取り明け作業を中断するという事故をはさみ乍らも、揚水の設備作業は着実に進められた。その内容は次の通りである。

(イ) 零片ポンプ座 (能力25.7 m³/分) は4月2日完成。

(ロ) 零片～二片間ポンプ設備 (能力8 m³/分) は4月2日完了。

- (イ) 二片地並の揚水は4月3日に開始し、4月5日完了。
- (ロ) 排立揚水設備（能力9 m³/分）は5月23日完成。
- (ハ) 二片ポンプ座（能力22 m³/分のうち14 m³/分）は5月23日完成。
- (ニ) 西部斜坑揚水設備（能力10 m³/分）は5月23日完成。

以上の設備が完成したことによって、揚水は万全の態勢となったが、問題は各取り明け予定坑道の作業進捗と、揚水とが調和のとれた進み方でなければ、ガス・自然発火・崩落の助長等の問題が起る事も想定されるため、主として排立ポンプによる揚水（13,000 m³/日～14,000 m³/日）が、昭和51年4月20日の試運転以降、昭和51年12月23日五片連絡坑道の開通（SL-888.4 m）まで行なわれた。現在は五片レベルの一酸化炭素対策の一環として、12月24日以降は揚水を中断して、SL-880 mまで水位上昇を図り、この水位維持のための揚水を断続的に実施しているのである。

注水量に対する実績揚水量及び揚水率は次の通りである。

水位SL-880 m以浅二片レベル上15 m（SL-635 m）迄の総注水量は、3,748,000 m³であり、これに対して実績揚水量は、排気立坑で2,548,000 m³（約90%）、斜坑から256,000 m³（約10%）で、総合計2,804,000 m³である。従って揚水率は約75%となり、25%の水は、一部は岩石の吸収、蒸発等により坑外へ搬出され、他の一部は岩盤内の亀裂奥深く浸透して、長時間かけて湧出してくるものと推定される。七片までの残り水量は約240,000 m³程度である。

(2) 取り明け状況

4月5日、二片レベルの揚水を終了したので、探検を実施し、直ちに水平部の小崩落の修復工事に着手した。しかし中央斜坑は、NO3ベルト原動室付近と、捲立に崩落があって、進入不能の状態におかれたため、この崩落の取り明け作業を急ぎ実施することとした。

4月20日になって、NO3原動室付近からCO 65 ppmを検知したので、観測体制を強化したが、逐日増加の傾向が出はじめ、温度も上昇傾向をみせはじめた。この事象は、中央斜坑原動室奥部の貫層（第三下層、一番層）ヶ所が高落ちしているため、折角の注水にもかかわらず浸水するに至らず、発熱現象を起したものと推定し、通風遮断、ボーリングによる注水等を実施して冷却に努めた。その結果正常に復したので、5月3日以降、中央斜坑、同添斜坑以深への全面的取り明け作業にはいることとなった。尚、COによって斜坑側の取り明け着工が遅れたものの、その間に常盤斜坑、及び零片、二片水平部、西部斜坑等の修復作業、運搬設備の改善作業等今後の取り明け作業の順調な進展のための準備が鋭意進められていたことは言うまでもない。

各所の取り明け状況を詳述すると、次の通りである。

① 中央斜坑

(イ) 二片～三片

COのため進捗が拒まれていた中央斜坑側も、5月3日以降原動室側と捲立側からの取り明け作業に着手した。崩落状態は部分的ではあるが、空洞が現出する等の事象もあったが、燃焼しているため可成り難行した。結局三片捲立に到達したのは、7月20日朝方である。総延290 m、崩落率33.8%、所要期間約2ヶ月半である。

(ロ) 三片～四片

三片捲立に到達した7月20日から3日間、三片開通に伴う通気対策のため作業を休止していたが、7月24日以降四片に向って再び取り明け作業にはいった。二～三片と同様な工法で小加背（8尺×8尺）で先進して、後方から追掛け拡大（B 49）をする方法である。この斜坑の四片以浅部は、岩質は比較的軟かい上に、部分的に火が走っているため、崩落率は略二～三片間と同程度である。8月の中旬には三片下50 mまでベルト化したため、運搬機の故障も減少し、取り明けの進み方もそれまでの平均4.5 m/日の進捗が、5.5 m/日程度迄上昇してきた。その結果総延長275 mをもって四片捲立に到達したのが約2ヶ月の日数を要し、9月20日であった。崩落率は二片、三片と合わせて33.5%である。

四片をもってこの斜坑の延長は終っているため、中央ベルト斜坑水平部まで、あらたに掘進を行い貫通後、中央ベルト斜坑馬の背までの間、水平部分120 mの取り明けを行って、10月5日、中央ベルト斜坑四片・五片間の取り明けにはいった。

② 中央添斜坑 二片～五片

中央添斜坑は、四片レベル迄は中央ベルト斜坑と並行して延びているが、中央斜坑は四片迄に対して、この斜坑は五片レベル迄の総延長約820 mの材料・資材・ずりの搬入のための運搬専用斜坑である。

捲室を残して四片までの間は、激しい燃焼にさらされていたため、崩落率は略100%であった。そのため二片・四片間は100m~200m間隔で目抜きを中央斜坑側からあげ先端取り明け切羽を増加して進んだ。その結果四片レベルに到達したのが、中央斜坑側に遅れること38日目に当る10月27日であった。

このレベル以深では、中央ベルト斜坑側は方向が変わっているため、単独の先端取り明け切羽になる。幸い四片を通過すること63mの位置で空洞が現われ、180mは殆んど破壊されていない状態であった。両斜坑を通じ、三片以深ではじめて斜坑側の水足に追いつくことが出来たのである。その結果、12月20日、中央ベルト斜坑に先駆けて五片捲立に到達することができた。二片捲室を含め総延長900m、所要日数260日である。尚、二片~四片間の崩落率は100%に近かったが、四~五片では40%であった。

③ 中央ベルト斜坑 四片~五片

中央斜坑側の取り明け班は、引続き五片までの延長260mをもつ中央ベルト斜坑の取り明けを10月5日から開始した。三番層の沿層であるため、天磐の成層帯の一部に吸湿性の砂岩が介在し、水封の際吸水して膨張し、このため200m地点までは取り明けも100%近い修復作業となり、難渋させられたが、それ以降は、炭層が天磐に接近するに伴い破壊も小さくなり、後述する三片添立入の開通によって入立からの入出坑が可能となった11月18日以降は、4交替制が導入されるなどして、条件が好転し漸く作業も軌道にのり、12月29日五片レベルに到達した。

④ 西部斜坑 二片~四片

延焼を免れた斜坑で、主として斜坑からの揚水を目的として取り明けを行ったが、総延長約400mを9月10日に完了した。当初四片水平部の取り明けを計画していたが、全般的進捗状況との関連で、計画変更を行い、四片を放棄することとなったため、西部斜坑を不要とすることにして、撤収後密閉を行った。

⑤ 布引立坑下及び西部風道

主要排気すじの整備は、取り明け作業再開と同時に進められ、6月中旬に全域の整備が完了して、6月20日、布引主扇の運転を開始した。

⑥ 三片添立入

7月20日、中央斜坑が三片捲立に到達したので、7月25・26日の両日、立坑側からの三片水平部の偵察が実施された。その結果立坑接続部を起点として、約170mまで確認することができた。その先端に崩落があって、進入不可能の状況が判明した。

一方斜坑側からの取り明け作業も7月26日から開始された。三片添立入の総延長は約900mであり、この立入開通に伴うメリットは可成り大きいものがある。第一にこれまでの入気が常盤二斜坑のみであるが、入立との開通による入気回路が回復して、かなりの増量となり、感覚温度を著しく低下させ得ること。第二に仮ケーシングが設置されるので、入出坑時間の短縮と、歩行距離の短縮が行われるため疲労度が軽減される等のメリットが得られることになる。従って、この立入の早期取り明け完了が望まれる訳である。しかし2月22・23の両日と、二片注水開始直後の2月28日の立坑口で感知した異状圧から想定して、可成りの規模に亘る爆発による坑道破壊を覚悟してかからなければならなかった。

工作課の手で進められていた21人乗りの仮ケーシングも、う蘭盆中に完成したので、8月20日から取り明け作業班がはいり、立坑側からの取り明け作業に着手した。

一方斜坑側からの取り明けは、当初懸念したように爆発による影響が極端で、燃焼岩石も火山の噴火に伴って流出する熔岩が凝結した状態と同様な石で埋められていたため作業が難行して、進行為思うにまかせず難渋した。しかし爆発源と推定される三番層分岐を過ぎてからは、空洞が現出する等条件が好転して、約2ヶ月余りの10月23日略計画通りの予定日に貫通することができた。

その後立入内の整備を行い、11月8日以降、それ迄の常盤斜坑からの入出坑者の一部を、仮ケーシングで立坑から送り込むことができた。一方通気の増量によって温度低下、ガスの稀釈等坑内条件の著しい改善が果されたのである。

⑦ 中央五片立入を中心とする取り明け

(イ) 中央ベルト斜坑五片捲立の作業班は、引続き中央五片立入に向って三番層坑道取り明けを行い、52年1月8日、中央立入に到達した。分岐の補修を完成して、現在中央運搬斜坑五片捲立約120mの取り明け作業を進めている。昨年12月23日に揚水が五片連絡坑道の接続部分迄低下したとき、岩盤の亀裂内に押し込められていた、災害発生直後から水没消火迄の間に生成された一酸化炭素が、入立からの入気の影響で、中央ベルト、添両斜坑の取り明け先端部に押し出されたため、作業を2日間休止するというアクシデントに遭遇したが、その後の対策が奏功して順調な進捗をみせている。

(ロ) 中央添斜坑五片捲立

中央五片立入分岐迄の総延長 127 m の取り明け作業は、添斜坑取り明け班の手で引続き進められていたが、52 年 1 月 22 日に、中央五片立入に貫通した。それまで両方面とも四片以深は風管通気によって風量確保を図っていたが、この貫通によって五片迄の親風による通気回路が完成したことによる、坑内環境の改善が行われた。

(ハ) 中央五片立入立坑側

1 月 15 日以降、中央五片立入立坑側からの取り明けを進めることとなり、サイドダンプローダーを導入して、立坑までの延長 250 m の開通のため、現在四交替フル稼働で取り明け中であるが、1 月末迄の実績伸びは約 55 m である。

(ニ) 中央ベルト添斜坑五片捲立

分岐工事に手間どったが、2 月 1 日以降取り明け作業に着手している。

4. その他の工事概要

(1) 各所密閉及びガス誘導

(イ) 密閉

取り明け復旧の進行に伴い、従来からの密閉箇所フライアッシュ流送による補強。あらたに廃棄することとした西部斜坑、及び三片西向第二坑道、四片レベルの斜坑側、排立側の密閉構築等現在までに 43ヶ所の密閉が完成している。

(ロ) ガス誘導

密閉作業の進捗状況と、四～五片レベルの取り明け先端のガス排除にマッチさせて、立坑坑外ブローアによる誘導を行っている。入立、三片添立入約 900 m に 12 インチパイプを、三片以深は 8 インチパイプを布設して、各所密閉から誘導する一方、排立内の旧誘導パイプを補修して、四片風道密閉からの誘導を併せ行っている。

現在の誘導量及びガス濃度は次の通りである。

立坑ブローア毎分 650 m³ の誘導量に対して、メタンガス 18%～22%の濃度である。

尚、ブローアは安全性保持のため、湿式を採用している。

(2) 通気量

(イ) 布引第二立坑（排気）

毎分 6,118 m³

(ロ) 常盤斜坑本、副卸（入気）

毎分 3,214 m³

(ハ) 入気立坑（入気）

毎分 1,766 m³

(3) 運搬施設

(イ) ベルトコンベヤー

常盤本卸一、二斜坑は、災害前のベルトコンベヤーを殆んど活用しているが、二片連絡坑道以深のベルトは、取り明け作業の進捗に伴い、ダブルチェーンコンベヤーとの敷設替えを行っている。

現在ベルト化された最先端は、中央ベルト斜坑馬の背より 160 m までであり、常盤斜坑を除く総延長は約 1,100 m に達する。

中央五片立入まではダブルチェーンコンベヤーによって行われているが、逐次ベルト化する予定である。

(ロ) 捲揚機及びローブリフト・人車

中央添斜坑二～五片間の開通に伴い、二片捲室に 150 馬力の捲揚機を設置して、1 月 10 日以降二～五片間の資材の搬出入を行っている。

二～四片の斜坑登はんによる疲労度軽減策として、中央斜坑二～四片間にローブリフトを設け、1 月 17 日以降運転を行っている。尚、入立坑口と、五片間の本ケージ運行のための取り替え工事に着手するため、1 月 31 日以降約 1 ヶ月間は、常盤斜坑からの入出坑態勢となる。その間における斜坑登はん距離を短縮するため、中央添斜坑二～四片間に仮人車を運行する外、中央ベルト斜坑二～四片にローブリフトを設け、斜坑登はんによる疲労度の軽減を考慮している。

(4) 取り明け作業の総体的達成率について

1 月 22 日現在における総取り明け坑道長は約 6,100 m となり七片の遺体収容を目標とする、第一段階に

おける取り明け予定坑道長 11,000 m に対しての達成率は 55%になる。

また 1 月 22 日現在における予定取り明け長 6,609 m に対する達成率は 92.2%になるので、計画に対して約 8 %弱の遅れとなりこれを日数でみると約 3 週間程度の遅れとみてよい。

5. 今後の計画

(1) 先進取り明け切羽

遺体収容を目標とする現行第一段階取り明け計画による先端切羽は中央ベルト添斜坑，中央ベルト第二斜坑，中央運搬斜坑の三斜坑で，六片に向う。またこれとは別に中央五片立入と立坑との開通を急ぐ可く，立入側の取り明けも引続き行われる予定である。

(2) 揚水

五片の一酸化炭素対策のため，排立からの揚水は停止されているが今後の取り明け作業の進捗状態を勘案して，揚水を再開する予定である。

前述したように，揚水予定量の略 90%以上を排立からあげた実績をもっているので，残量約 240,000 m³（全揚水予定量の約 7 %）のうち，七片上 10 m（SL-990 m）までは排立からの揚水を予定しているが，極く一部の量は斜坑揚水を計画している。

(3) 入気立坑本ケージの取り替え

52 年 1 月 30 日入立五片への探険を行った結果，災害発生以来五片坑底にあった本ケージの引上げに支障のないことが確認されたため，31 日以降約 1 ヶ月の予定で本ケージと，ワイヤーロープの取り替え作業にはいつている。

本ケージの運行によって入出坑人員増，スピードアップ等，また取り明けずり，資材類の搬出入も自由に行われることになる。この取り替え工事期間中の入出坑は，総べて常盤斜坑経由となっている。

(4) 現在の工事遅れは約 3 週間程度であるが，入立五片の開通による入出坑所要時間の大幅短縮等の外に，五片以深の岩質は，それ以浅の岩質と比較して硬質化していること。深部化に伴い施梓鋼材の強化，梓間の短縮等が図られていること。水没が短期日で果されているため，高熱にさらされていた期間が短い等，諸条件の好転が期待され，この遅れの挽回は可能と思われるので，6 月遺体収容，10 月以降の出炭開始は現実のものと考えることができる。

以 上

52 年 1 月 1 日

幌内炭鉱

		片 別	揚 水 計 画		取 明 及 掘 進 計 画			下/51			上/52					
			注 水 量 m³	揚 水 量 m³	51. 4～12月実績 m	52. 1～9月実績 m	計 m	1	2	3	4	5	6	7	8	9
第一階段	災害者採取階容	二 片 上	121,000	↑												
		二 片 水 平	70,000			1,868.6		1,868.6								
		二 ～ 三 片	900,000		51年	797.1		797.1								
		三 片 水 平	97,000		4～12月実績	993.2		993.2								
		三 ～ 四 片	1,061,000	2,804,061 (93.7%)		767.1	9.0	776.1	7.8							
		四 片 水 平	133,000			199.7		199.7								
		四 ～ 五 片	1,079,000			533.8		533.8								
		五 片 水 平	209,000	↓		28.2	1,156.2	1,184.4	1	269	9	8				
		五 ～ 六 片	272,000	60,001			890.0	890.0	36				3			
		六 片 水 平	94,000	84,600			765.0	765.0		2			26			
第二段階	生産再開準備	六 ～ 七 片	19,000	19,000			808.0	808.0		2			27	4		
		七 片 水 平	25,000	25,000			1,497.0	1,497.0					3			9
		計	4,080,000	2,992,662		5,187.7	5,125.2	10,312.9								
		四 ～ 五 片					165.0	165.0					3		28	25
		五 片 水 平						2,341.0	2,341.0	15						
		五 ～ 六 片					100.0	100.0				21	28		24	
		六 片 水 平					1,373.0	1,373.0				21				
		六 ～ 七 片					10.0	10.0							2	3
		計					3,989.0	3,989.0								
		第一・第二段階取明合計						5,187.7	9,114.2	14,301.9						
新	規 掘 進				268.8	344.0	612.8			7	2	11		28		
採炭準備	中部六片五上層ロング					540.0	540.0							20		
	布引六片五上層ロング					68.0	68.0								12	
	西部六片四層ロング					153.0	153.0									
	計					761.0	761.0									

第11節 遺体収容と生産再開

取明作業は予想通り略々順調に進み、行方不明者13名の収容に全力を傾けた結果、52年6月1日に2名を収容したのをはじめとして、同年7月3日最後の遺体を収容して、事故発生後1年7ヶ月振りに全員完了した。この間ひたすらになきがらを求めてきた同僚並びにこの日を待ちわびていた遺族にとっては長くつらい歳月であった。

全遺体収容のあと6片の採炭準備も整ったので、幌内炭鉱の労使は同年9月14日札幌炭山保安監督局に対し保安対策を付して操業願を提出して了承を得た。その結果1年10ヶ月振りで10月1日より生産を再開することをきめた。生産再開により北炭夕張新炭鉱への出向者(最大時517人)の大部分が戻り、従業員は、坑内員1,201人、坑外員145人計1,364人となりマチは一気に活気づき、そればかりではなく北炭再建の支えとなるものと期待が高まった。

10月1日は、喜びの中で一番方が入坑し、6片4番上層で採炭を開始、午前中にベルトコンベヤーで石炭が搬出され、午後2時半過ぎ幌内駅より三笠駅に向って、石炭列車が発車し大勢の人達が喜びの中で見送った。

この石炭列車の出発式には、杉淵三笠市長、萩原吉太郎北炭会長ら関係者多数が参加した。

生産再開時の出炭目標は日産1,000トンであったが、その後の計画は、同年12月日産2,000トン、53年3月3,000トン、4月以降4,000トンへ増強し54年4月日産4,500トンの全面復旧を完成する予定であった。

第12節 保安対策について申入れ

幌内炭鉱の災害にかんがみ、道職協は各資本別保安担当者により入坑調査を行ない又北炭職組は各支部で生産保安対策委員会を開催しこれらの経過を経て、51年4月8日次の保安対策要求をとりまとめ会社に提出した。

要求事項

一、保安管理強化

1. 現状係員に対しての保安確保の姿勢と指導が不明確なので、保安統轄者から上席係員まで、一貫した体制を徹底させること。
2. 決めたことは確実に、且永続的に実施する様全社に徹底させること。
3. 各炭鉱の片磐別、方面別に各番方保安指導とダブルチェックのため、保安課所属の専属係員を配置するか、又はこれに変わる体制を布くこと。
4. 各炭鉱の夜間監督者の指揮命令系統と責任権限を明らかにし一層実効を高めること。
5. 保安規程並びに保安規定外に定めたものの実施状況を炭鉱毎に点検すること。又、保安規程の改訂に際しては、坑内の巡回密度を高めるための基準を設けること。
6. 日常安全作業の実践を啓蒙するため、目標となる安全宣言(仮称)の設定を検討すること。
7. 各炭鉱に職組推せんの保安委員を早期に専従させること。

二、坑内骨格構造整備

1. 採炭切羽は後退式を原則とし、極力一片磐が区域毎に集約すること。又、掘進切羽を含

めて独立分流通方式の骨格を造成すること。

2. 各炭鉱の基幹坑道に、不燃坑道と堅固な応急遮断壁を早急に構築すること。
3. 終掘切羽の撤収を早期に行い、不用坑は直ちに密閉する体制をたえず整えておくこと。

三、災害防止対策

1. 炭鉱別にフライアッシュ充填の増設計画を提示すること。
尚、今後流送重点に石膏、選炭スライムの利用などを検討すること。
2. 幌内並びにこれ迄の重大災害を省みて坑内火災の予防と防火対策を抜本的に検討し直すこと。
3. 各炭鉱に自動集中監視装置の拡充をはかり、専属の保安監理者を配番すること。
4. スラリー爆薬など安全性の高い火薬類の使用を検討すること。
5. 各炭鉱に専属の保安教育担当者を置くこと。
6. 頻発災害防止対策を積極的にすすめること。

四、深部化対策

1. 社内に深部化対策を検討する専属の担当者を配置し、この研究を積極的に推進すること。
2. 深部化移行を抑制するため、炭鉱毎に浅部採掘の可能性を検討し計画すること。

この要求書提出後、保安部長の交替があり会社の検討が遅れていたが、51年7月21日保安部長から要求に対して回答が出されたが、要求に対してその考え方では基本的に一致した。具体的対策として①保安管理面では決めたことは実行する体制を布く、②坑内骨格構造については要求の実現に努力する、③深部対策については深部対策研究班を設置したので、深部対策のほか技術面で解明されていない点を併せて研究していく等その他で会社側は積極的姿勢を示したが、保安委員の専従の問題については保安委員の任務が充分発揮出来る様配慮するとのことで専従には否定的であった。組合側は今後も更に保安対策について継続協議していくことを表明して交渉を終った。

第13節 保安に関する覚書の改訂

会社、炭労間で「保安に関する覚書」改訂に伴ない炭労離脱後初めて、下記の通り覚書を協定した。

覚書

会社と職組とは、昭和41年5月6日付会社、炭労間の「保安に関する覚書」を双方に適用することを確認し、その一部を下記の通り改める。

記

一、保安に関する覚書

1. 記9の(4)を次のとおり改める。

会社は業務上の災害で死亡した組合員の遺族に対し、協定、社内規程に定める弔慰金・香典及びこれに準ずるものを含めて次の金額を支給する。

扶養家族を有する者が死亡した場合 900万円（税込）

その他の者が死亡した場合 675 万円 (税込)

この取扱いは、昭和 51 年 4 月 1 日以降、業務上の災害で死亡した組合員の遺族について実施する。

2. 記 9 の(7)を次のとおり改める。

- (イ) 会社は業務上の災害で負傷し重度障害を残した組合員に対しその障害の程度により、次の障害見舞金を支給する。

労働者災害補償保険法施行規則

別表 1 の身体障害等級

第 1 級 70 万円 (税込)

第 2 級 41 万円 (")

第 3 級 26 万円 (")

第 4 級 12 万円 (")

第 5 級 7.5 万円 (")

この取扱いは昭和 51 年 4 月 1 日以降当該障害に認定された組合員に対し実施する。

- (ロ) 上記 1 ～ 5 級該当者が退職した場合は、次の退職金別金を支給する。

第 1 級 有扶 650 万円 (税込)

その他 488 万円 (税込)

第 2 級 有扶 390 万円 (税込)

その他 293 万円 (")

第 3 級 有扶 195 万円 (")

その他 146 万円 (")

第 4 級 有扶 98 万円 (")

その他 73 万円 (")

第 5 級 有扶 50 万円 (")

その他 37 万円 (")

この取扱いは昭和 51 年 4 月 1 日以降当該退職者について実施する。

二、この覚書の有効期間は昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 52 年 3 月 31 日までとする。

昭和 51 年 7 月 21 日

北海道炭鉱汽船株式会社 取締役人事部長 荒木謙二郎

北海道炭鉱汽船職員組合 執行委員長 佐々木仁三郎

議事確認

1. 会社は、組合の協力を得て保安の確保に努力するが、不幸にして死亡事故発生の場合は、労使は慎重に原因の探求、事故対策の検討並びに今後の予防保安の確立をはかる。

2. 今後組合が抗議ストライキ実施の対象とするのは、次のとおりとする。

イ. 鉱山保安法規 (含保安規程) に違反し且、明らかに会社の責任によって死亡を伴う災害が発生したとき

ロ. 施設の不備が直接死亡の原因となったとき

ハ. 労使協定事項、保安委員会決議事項に違反し、且明らかに会社の責任によって死亡を伴う災害が発生したとき

- ニ．ガス，炭じん爆発，坑内火災，主要坑道や休憩所における崩落により死亡を伴う災害が発生したとき
 - ホ．おおよそ1ヵ月間に3回以上の死亡を伴う災害が発生したとき
 - ヘ．払いの大崩落により多数の死傷者を伴う災害が発生したとき
- なお以上につき労使協議の結果，意見の整わない場合は，抗議ストライキ実施前に鉱務監督官等権威ある第三の意見を徴し，更に協議の上解決をはかるものとする。
- 3．会社は，上記各項に該当し且所定解決手続きを経た上での抗議ストライキの行われた場合には，ストライキ実施にかかわらず所定弔慰金のほか，金一封として有扶300万円（税込）単身225万円（税込）を贈る。
 - 4．協定期間は昭和51年4月1日より昭和52年3月31日までとする。

昭和51年7月21日

両者調印